

平成26年9月
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

平成26年9月4日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記	
第 1		会期決定について		
第 2		一般質問		
第 3	認 第 2号	平成25年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について	生活環境付託 生活環境付託 (一 括) 生活環境付託 生活環境付託 生活環境付託	
第 4	認 第 3号	平成25年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について		
第 5	議案第54号	平成25年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について		
第 6	議案第57号	平成26年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）		
第 7	議案第58号	平成26年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）		
第 8	議案第43号	公平委員会委員の選任の同意について		即 決 即 決 (一 括)
第 9	議案第44号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について		
第10	議案第45号	市長の給与の特例に関する条例の制定について	総務文教付託	
第11	議案第46号	大竹市保育の必要性の認定に関する条例の制定について	生活環境付託 生活環境付託 (一 括) 生活環境付託 生活環境付託	
第12	議案第47号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について		
第13	議案第48号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について		
第14	議案第50号	大竹市福祉事務所設置条例及び大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について		
第15	議案第51号	大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について		
第16	議案第49号	大竹市税条例等の一部改正について	生活環境付託	
第17	議案第52号	大竹市立学校設置条例の一部改正について	総務文教付託	
第18	議案第53号	財産の取得について（消防ポンプ付救助工作車）	総務文教付託	
第19	議案第55号	平成26年度大竹市一般会計補正予算（第2号）	総務文教付託 (一 括) 生活環境付託	
第20	議案第56号	平成26年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）		
第21	平成26年請願第3号	少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費	総務文教付託	

+

- | | | |
|---|---|----------------------------|
| <p>国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について</p> <p>第22 平成26年請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について</p> | } | <p>(一 括)</p> <p>総務文教付託</p> |
|---|---|----------------------------|

○会議に付した事件

- 日程第 1 会期決定について (表決)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 認 第 2号から日程第 7 議案第58号 (説明・付託)
- 日程第 8 議案第43号から日程第10 議案第45号 (説明・表決・付託)
- 日程第11 議案第46号から日程第15 議案第51号 (説明・付託)
- 日程第16 議案第49号 (説明・付託)
- 日程第17 議案第52号 (説明・付託)
- 日程第18 議案第53号 (説明・付託)
- 日程第19 議案第55号から日程第20 議案第56号 (説明・付託)
- 日程第21 平成26年請願第3号から日程第22 平成26年請願第4号 (付託)

○出席議員 (16人)

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 寺岡公章 | 2番 和田芳弘 |
| 3番 大井 涉 | 4番 網谷芳孝 |
| 5番 藤井 馨 | 6番 乃美晴一 |
| 7番 児玉朋也 | 8番 北林 隆 |
| 9番 山崎年一 | 10番 細川雅子 |
| 11番 上野克己 | 12番 原田 博 |
| 13番 二階堂 博 | 14番 田中実穂 |
| 15番 西川健三 | 16番 山本孝三 |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

- | | |
|---------------|-------|
| 市 長 | 入山欣郎 |
| 副 市長 | 大原 豊 |
| 教 育 長 | 大石 泰 |
| 総 務 部 長 | 太田 勲男 |
| 市 民 生 活 部 長 | 青森 浩 |
| 健 康 福 祉 部 長 兼 | 正木 丈治 |
| 福 祉 事 務 所 長 | |
| 建 設 部 長 | 大和 伸明 |
| 上 下 水 道 局 長 | 稲田 正文 |
| 消 防 長 | 西岡 靖 |
| 総務課長併任選挙 | 米中 和成 |
| 管理委員会事務局長 | |

総務課危機管理監
企画財政課長
産業振興課長兼任
農業委員会事務局長
市民税務課長
環境整備課長
福祉課長
保険介護課長
監理課長
土木課長
都市計画課長
上下水道局業務課長
上下水道局工務課長
総務学事課長
生涯学習課長
消防本部消防課長
監査委員
監査事務局長

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

高津浩二
吉岡和範
中川英也

北林繁喜
野田英之
吉原克彦
佐伯隆文
香川晶則
平田安希雄
下隠俊作
重本隆男
山本豪
野崎光弘
橋村哲也
池田宗吾
黒田孝士
林則雅

福重邦彦
三浦暁雄

+

会期決定について

平成26年9月大竹市議会定例会（第5回）の会期を、次のとおり定める。

平成26年9月4日提出

大竹市議会議長 寺岡 公章

自 平成26年9月 4日

15日間

至 平成26年9月18日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
9. 4	木	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決、付託） ・請願（付託） ・散会
5	金	(予備日)		
6	土	休 会		
7	日			
8	月		総務文教委員会	付託案件審査 10時～
9	火		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
10	水		岩国大竹道路対策特別委員会 まちづくり対策特別委員会	10時～
11	木		議会運営委員会 安心安全対策特別委員会	10時～
12	金			
13	土			
14	日			
15	月			(敬老の日)
16	火			
17	水			
18	木		本会議	

平成26年9月大竹市議会定例会（第5回）

一般質問通告表

1 16番 山本孝三 議員
質問方式：一括

防災・減災対策について

- ・自然災害について
- ・老朽化、耐震化不足施設について

子育て保育行政について

・新制度による子ども・保護者にとってのメリット・デメリットについて説明を求めます。

- ・デメリット部分について、市の独自の対応と考えを聞きます。
- ・児童クラブの件に触れて、学童保育事業が平成27年度より変わりますが、その内容と市の対応について伺います。

経済動向と市財政の見通し、運営について

- ・GDPの大幅な減少が伝えられるなか、地方財政への影響は。
- ・法人税が14.7%から12.1%に引き下げ、固定資産税の減収など市歳入にマイナス要因が心配される。
- ・市の第五次総合計画後期についても、前期事業の財政負担も大きい。今後の財政運営について見解を伺います。

2 8番 北林 隆 議員
質問方式：一問一答

大竹市産業振興奨励金制度の拡充見直しなどについて

- ・対象産業の拡充を考えませんか。
- ・奨励金の対象（要件）の見直しはできませんか。
- ・市内産業育成のための取組状況と取り分け災害復旧時に欠かせない建設業者などの育成策をどのように考えていますか。

3 12番 原田 博 議員
質問方式：一問一答

公共施設「社会教育施設等」の今後の取り組みについて

財政面、災害時、将来像などでの公共施設のあり方は、まだ具体的なシナリオになってはいないものと思われませんが、公共施設等総合管理計画の策定、老朽化する公共施設対策、社会教育施設等の再編計画、将来のまちづくりなど、公共施設「社会教育施設等」の住民合意に向けた手段、方法、計画などについて、市長のお考えを伺います。

4 14番 田中実穂 議員
質問方式：一問一答

大雨災害から見た問題点

1. 急がれる雨水排水の設備

2. 被災対応住宅の整備
3. 被災世帯のゴミ収集
4. 砂防河川の整備と砂防ダムの現状

5

5番 藤井 馨 議員

質問方式：一問一答

1. 現在住んでいる平屋住宅が壊れており、市営アパートに転居を希望しているが、なかなか入居できない。どのような理由でしょうか。
2. 市営住宅の管理は株式会社第一ビルサービスが行っているが、修繕依頼者の相談に対し、どのように対応していますか。
3. 予算は4,450万円／年、内修繕費が1,800万円／年となっていますが、入居者がかわる場合、1戸当たりの修繕費はおよそいくらでどこどこを修繕するのでしょうか。
4. 一般募集と公募の例外入居との違いを教えてください。
5. アパートの空き部屋があると聞いているが、平屋住宅からアパートへ転居を希望する人がどれ位あるのか把握していますか。

6

9番 山崎 年一 議員

質問方式：一問一答

入山市長の政治姿勢について問う

市長選挙の投票率が、54.18%と前回市長選挙から9.38%も下落しました。低投票率の原因についてどう判断されているか問います。

市長選挙の翌日の記者会見で、「支出を抑えるために、行政サービスの一部を止めなければいけなくなる。市民でできること、行政でしかできないことを選別する」「公共施設も勇気を持って統合し効率のよい使い方をしてもらおう」「苦情が出るかもしれないが進めなければならない」と市民生活と市民の福祉に直結した問題に言及されています。内容・課題について問います。

今回の選挙戦では、市民やマスコミから「議会や市民への丁寧な説明」が求められると指摘されています。どのように対応されますか問います。

入山市長は、従来の特例条例、市長12%、副市長8%、教育長7%の報酬減額を廃止され、本年10月から市長のみ5%削減に減額提案されました。このような判断をされた根拠について問います。

憲法の解釈変更での「集団的自衛権の行使容認」について問う

7月1日、海外で武力行使を可能にするため、憲法の解釈の変更によって集団的自衛権の行使を容認する閣議決定がなされました。近隣に米軍基地が存在する本市にとってはますます市民の安心安全が脅かされることにつながると考えますが、入山市長の見解を問います。

憲法の解釈が、その時々政府によって変えられることになれば、日本国憲法の存在は全く意味をなしません。我が国の憲法は、最上の法規として国政が行われ、そのもつて各種の法律やルールが定められ、社会の取り決めとして守られてきました。

その時々政府の解釈で、憲法上の原則を変えるような、立憲主義の原点を根本から

変える今回のやり方について、抗議と撤回の意思を表明されるべきと考えますが、市長の見解を問います。

+

10時00分 開議

○議長（寺岡公章） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（寺岡公章） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番、藤井 馨議員、6番、乃美晴一議員を指名いたします。

本日の議事日程、会期決定について、一般質問通告表、請願集、諸般の報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

このたび、皆様御承知のとおり8月に入ってから集中豪雨により広島市において大規模土砂災害が発生し、多くの方々が犠牲となりました。また隣の岩国市や和木町、また我が大竹市においても土砂災害が発生し、被災された方々がおられます。亡くなられた方々に哀悼の意をあらわしますとともに、被災された方々に対しまして心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

大竹市内の土砂災害の復旧はこれからとなりますが、最近の局地的な豪雨を見ますと以前とは降り方が変わってきているように感じております。防災・減災対策について行政と市民の皆様が一緒になって改めて考えていかなければならないと感じているところでございます。

さて、このたびの定例会で御提案をさせていただきます議案について申し上げますと、平成25年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてを初め平成25年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について、公平委員会委員の選任の同意について、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、条例の制定または一部改正について、財産の取得について、平成25年度大竹市水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について、平成26年度大竹市一般会計の補正予算など、合わせて18案件でございます。これらの議案の内容につきましても、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願



い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会期決定について

○議長（寺岡公章） 日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月18日までの15日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（寺岡公章） 日程第2、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

16番、山本孝三議員。

〔16番 山本孝三議員 登壇〕

○16番（山本孝三） 質問に入ります前に、8月20日未明、広島市内におきまして土砂災害が発生をして多くのとうとい人命を失いました。心からお悔やみを申し上げたいと思います。また、いまだ避難生活を強いられ、これからの生活再建のために御苦勞なされている被災者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。

それでは、市長の手元に通告をいたしております。質問の順序に従いまして率直な質問をさせていただきますので、市長を初め担当職員の皆さんの簡明で親切な御答弁をよろしく願いいたします。

市長の手元に通告をいたしております2つのテーマについて、率直な質問をさせていただきますので、簡明な御答弁をよろしく願いをいたします。

最初に防災・減災対策についてお伺いをいたします。御承知のように、近年の異常な気候変動、予想をすることさえ難しい集中豪雨の発生、そのことが全国至るところで局地的な災害を引き起こしておるのは皆さんも御承知のとおりだと思います。

そこで、広島市における土砂災害の実態を踏まえて、この災害から教訓を引き出し、大竹でこのような災害を起こさない対策が求められていると思うんですが、大竹市の場合、土砂災害に関して今国や県が定める基準に従って警戒区域あるいは特別警戒区域というふうな指定がされていると思うんですが、大竹市のこの指定の状況はどういうふうなことでなっておりますか。このことをまずお聞かせ願いたいと思います。

それから、災害の中には洪水、集中豪雨による河川の氾濫、こういうようなことも心配をされるところでございますが、大竹市には小瀬川流域に3つのダムが存在をいたします。1つは電力を供給するための発電用水をため込むダムです。残りの2つは治山・利水のための機能を持ったダムとされておりますけれども、予期せぬ集中豪雨、局地的な降雨量によっては、従来のダム操作を誤れば下流の大竹市を含む市街地は全滅するのではないかというふうな危険を私は感じております。かつて、弥栄ダムが完成をして放水をしたことがあります。このときに弥栄ダムの放水、いわゆる湛水が阿多田の養殖場にも影響を与えたということが当時いろいろ問題になりました。これほどダムの放水というのは下流に与える影響が非常に大きいわけで、全国至るところでダム放水による被害補償が今、司法のもとで係争中の件もたくさんあります。

そこで私は、大竹市の場合、この3つのダムの操作規程が昨今のような集中豪雨、予想することのできないような局地的な降雨量に基づく操作規程の見直し、こういうようなことが協議もされ検討もされ、見直しがされるべきだと思っておりますけれども、状況はどういうことなのかお伺いをします。

さらに一級河川の管理の上で、ダムより上流は土砂が堆積をして河床がかさ上げをしております。逆にダムから下流は、河床の砂が海に流れて細っております。したがって、兩岸の護岸の基礎はこのために、あるいは傷んでおるのではないかと、こういうことを私は心配をしておるんですが、河川管理の上でダムから上流の河川の状況、あるいは下流の河川の状況の把握については行政サイドでどのような調査なり実態把握をされておるのか、お伺いをいたします。

さらに、ダムに堆積をしている上流からの土砂については定期的に取り除くとされておりますけれども、このことも3つあるダムそれぞれについて、その状況の把握はされておるのかどうか、お伺いをいたします。

2つ目に、災害の心配として私は日ごろから大竹市域に存在するコンビナートの災害問題、これへの対応策を日常的にきちっと持つべきだというふうに主張をいたしてまいりましたが、最近では東北の大震災を踏まえ、日本で最も早く形成されたコンビナートの施設が老朽化をし、耐震性に欠ける部分もあるのではないかと、ということが言われておりますが、大竹市の場合どのような状況なのか、このこともお伺いをしておきたいと思っております。

同時に、このコンビナートの施設の中には猛毒ガスや有毒ガスがたくさん貯蔵されております。その量は何万トンという量になります。一旦大きな地震、その他の事故による衝撃でこうした貯蔵庫が破壊をされて、有毒ガスや人体に影響を与える猛毒ガスが空气中に発散をした場合に、民家に近いところでは工場との間が400メートルにも満たない近接した状況にありますけれども、この有毒ガス等に対する貯蔵庫の設置問題について、市とし

て消防署を初めどのような状況にあるのか、把握をされておるのかどうか、このこともあわせて改めてお伺いをいたします。

最後に防災・減災対策の一環として市が管理をする施設の老朽化の問題、あるいは耐震不足が指摘される施設があります。第五次総合計画の前期計画の中にはこうした施設の更新計画、これはただの1行しか記載されておりません。その後の私の質問等の指摘の上で、第五次総合計画の後期計画の中には更新再編を含めて実施計画を組み入れるというふうな意味の答弁をいただいておりますけれども、特に社会教育施設にかかわっての耐震不足、老朽化対応のお考えはどう市長として見解をお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。

これらの問題の上でさらに市民の皆さんにとって非常に身近な問題の一つに、市内に存在する幾つかの砂防河川がございます。私もこの8月に入ってからあの集中的な豪雨のもとで心配をなさっているある地域の方から、何とか砂防河川の危険な状況を是正してほしいという申し入れを受けまして、ヒアリングの際にもこのことをお願いをしておりますけれども、大竹市内に一体この砂防河川と言われる河川がどの程度あるんですか。

また、危険溪流として標識が立てられているところもございます。危険溪流として指定されていながらも、既に河床はコンクリートがめくれて、護岸の基礎も大きく破損をして、長年にわたってそのままの状況になっているところもございます。これらの河川が一旦護岸を破壊して濁流が流れ出すと、下流にある民家にそのまま影響を与えるという状況の箇所も見受けられるわけですが、これらへの対応策、どのように取り組んでおられるのか、あわせてお伺いをしておきたいと思っております。

以上で防災・減災対策についての質問を終わり、2つ目のテーマとしての子育て保育行政について、端的にお伺いをいたします。

このことについては、既に機会を得まして本席でも質問をしております。せんだっての生活環境委員協議会の席でも、来年4月から新たな制度のもとで保育事業が行われることについての一定の説明を受けておりますけれども、この9月議会に関連する3つの条例案が提案をされる予定で、その条例案の中身についての説明は担当課から受けておりますが、なかなか理解がしにくい。ましてや一般市民、関係者の皆さんにはただ単に条例を示しただけでは理解が難しいし、利用する上でも戸惑いがあるんじゃないかという心配を私はいたしております。

そこでお伺いするんですが、来年4月1日からスタートする、この子ども・子育て新制度について、関係者の皆さんへの説明会等の予定があるんでしょうか。また、保護者の皆さん方への制度改正の中身についての手続上の問題もありまじょうし、いろんなニーズに基づいた保護者からの要望や要求もあろうかと思いますが、これらのことについてどのように市として新制度に対する理解なり利用上の手続の問題、あるいは保護者の負担の問題、子供たちの従来から市として責任を持って保育事業を行うという基本に立った保育行政を本当に期待できるかどうか、こういう心配についてどう応えるかということが今大きな問題だと思います。

それで私なりにお伺いするんですが、新たな制度のもとでこれまでの保育事業が充実されるという部分はどういうところにあるのか、逆に今度の新制度で保育行政のもとでサー

ビスや保育内容の違いが生まれて、同じ子供でも差別を受けるというふうなことになるはしないか、さらには保護者の負担等が今よりも重くなるという心配はないのかと、こういったことについて担当課から率直な御答弁をお願いをいたします。

また、来年4月1日からは、小学校3年まで今受け入れている学童保育の事業が1年生から6年生までを対象とした学童保育事業に変わります。このことについても本来なら9月議会にその規定を定めた条例案なるものが提出をされるべきでありますけれども、大竹市の場合は今回は提出をされないで、12月になるという話でございます。そこで私は、12月に提案される過程までの検討過程で、ぜひとも就学援助を受けている児童の家庭や児童のそれぞれに、この学童保育事業に誰でもが参加できるような配慮がなされるべきだと思います。現行1年生から3年生までの児童については、就学援助を受けている児童に対する具体的な援助はございません。そのことを申し上げて、3つ目の質問に移りたいと思います。

最近、経済動向、大いに気になる記事がマスコミ等で連日のように報道されております。私どもが余りなじみがないんですが、国内総生産を指標とするGDP、年率6.8%減少したということがショッキングなニュースとして取り扱われ、マスコミ紙上でいろいろ問題になりました。大竹市域には日本経済の動向を左右するような大手企業が存在をいたしております。日本経済に影響を与えるような企業の存在は、同時に大竹市財政にとっても大きな影響を与えてまいりました。これからもそうだと思います。

そこで当局のほうで、このGDP、国内総生産の減少の落ち込み、これは一体どこに原因があるのか、部分的には貿易赤字が続いておるとか、消費の落ち込みだとか、雇用制度の改悪によって勤労者の皆さんの収入が事実上減少を続けていると、こういうようなことが取り沙汰をされているのが昨今の状況でございます。あわせて政府のほうは法人税を14.5から12.4に税率を引き下げる、こういうことを実施しようとしております。さらには固定資産税の落ち込みもここ数年減少を続けているような状況のもとで、市のこれからの財政、歳入の見通しについては明るい材料がないのではないかというふうに私なりに心配をしておるわけですが、市長を初め担当課の皆さんのほうでは現在の経済動向、市の歳入に与える影響をどのように見ておられるのか、お伺いをしたいと思います。

あわせて、明るい材料がない中で、これからの財政運営はさらなる厳しさを求められるのではないかというふうに思いますけれども、既に第五次総合計画の前半期で手をつけた事業に対しても市単独で持ち出しをしなければならない部分、あるいは先ほど申し上げましたような防災・減災、老朽化した施設への更新実施計画等の策定の過程で、これからの財政運営に非常に厳しさが求められると思うんですが、市長はどのようにお考えなのか。そして後期大竹市の総合計画の中にはせめて教育や福祉、防災・減災対策にかかわる年次計画をぜひ組み込んだものにしてほしいと思いますが、第五次総合計画後期の実施計画に関してどのような見解をお持ちなのかお伺いをし、登壇しての質問を終わります。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 社会環境を反映した制度だけではなくて自然環境までも急激に変わっ

ていく情勢の中で、山本議員におかれましては常に弱い立場の方々をおもんばかつての、そして的確な御質問をいただいております。ありがとうございます。

それでは、山本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の防災・減災対策についてですが、8月20日に広島市を襲った豪雨では土砂崩れが多発し大きな被害がありました。大竹市においても土砂災害防止法に基づく警戒区域、特別警戒区域の指定を進めており、崖崩れや土石流によって人や建物が被害を受けおそれのある区域を平成24年度に作成した土砂・浸水避難地図に掲載し、市民の皆様にも全戸配布して、早目早目の避難行動等に役立てていただくよう周知を図っているところでございます。

また、土砂災害のおそれがある場合の避難体制につきましても、市でマニュアルを作成し基準を設けていますが、昨今の頻発する集中豪雨災害を受けて、より実効性のあるものに改善していく必要があると感じているところでございます。

次に、近年、集中豪雨の発生が多発する状況において、ダムの放流や河川の防災対策につきましてもどのように把握しているかとの御質問です。毎年4月には小瀬川水系3ダム1堰通警報関係機関等連絡調整会議を開催し、行政や防災関係機関を交えて洪水時のダム放流のシステムや周知の方法などにつきまして協議をしています。弥栄ダム管理所によりますと、昨今、局地的な大雨が多くなり、ダムの放流量だけでなくダム下流域に集中的に降った雨により河川の水位が急激に上昇する場合があります、その水位を勘案して下流域に被害が及ぶことがないよう、ダムの洪水調節を行うケースがふえてきたとのことでございます。市としましても、ダムの放流状況と河川の水位状況については常に情報の収集に気を配り、対応しているところでございます。

また、小瀬川の水防対策につきましては、毎年小瀬川水防連絡会において、管理者である太田川河川事務所と防災関係機関が集まって、小瀬川の水位やそれに伴う警報の伝達など防災情報の提供方法、重要水防箇所の確認、防災資機材の利用に関する事など協議をしています。なお、小瀬川の河川管理につきましては、大雨等による河川の損傷が生じた場合には、管理者で早急に調査の上、対応を図っているところでございます。

次に、コンビナート施設の耐震性に対する懸念についてでございますが、本市におきましては平成24年の国からの通知、東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進についてに沿って、管内事業所に対しまして危険物施設の技術基準適合状況の確認、津波警報発令時における危険物施設の緊急停止措置の方法、手順の確認を図る等、危険物施設の地震・津波対策の充実強化を図られるよう指導を行っております。

また、危険物屋外タンク貯蔵所につきましては、消防法に基づきまして順次耐震改修を図っており、容量1,000キロリットル以上の特定屋外タンクは、平成25年12月31日をもって管内32基全ての基準適合が完了しています。なお、容量500キロリットル以上1,000キロリットル未満の準特定屋外タンクにつきましては、基準適合に向けた計画に沿って順次改修を促進しており、平成29年3月31日をもって管内37基全てのタンクが耐震基準に適合する予定となっております。

次に、砂防河川の維持管理についてでございますが、砂防事業は砂防法により砂防指定

地として指定を行い、砂防施設の設置または当該区域で行われる一定の行為の禁止、もしくは制限を行うもので、砂防設備の管理及び工事の施工は、原則的に県が行います。

したがって、市民の皆様や自治会からの砂防施設の損傷等の情報があれば、直ちに県へ情報提供を行い、修繕等の対処をしていただいております。今後も県との連携を密にとりながら、災害防止へ努めていきたいと考えています。

次に、社会教育施設についてでございます。

公民館等の社会教育施設は、教育・学習の場としてはもちろん、災害時等においては避難施設としての機能を担っています。

しかしながら、議員御指摘のとおり、本市の社会教育施設は建築から30年以上経過したものが多く、老朽化が進んでいるのが現状でございます。

こうした中、これからの社会教育施設のあり方を見直し、整備を進めるため、その基本方針となる社会教育施設等の再編基本方針総論を平成24年3月に策定しています。

この方針に基づきまして、各施設の方向性について検討に入りましたが、まだ御報告ができる状況にはなっておりません。現在、各施設の利用状況や更新費用などの詳細を分析し、緊急性が高いと思われる施設を優先して検討を進めています。

また、第五次総合計画の後期基本計画の策定作業が来年度には本格化しますので、社会教育施設再編の方向性と連動をさせながら進めていきたいと考えています。

次に、2点目の子育て保育行政についての御質問でございます。放課後児童クラブにつきましても、後ほど教育長が答弁いたします。

子ども・子育て支援新制度の開始に伴う公立保育所への影響とその対応についてお答えいたします。

本市の4つの公立保育所の状況を申し上げますと、保育時間は、大竹保育所となかはま保育所が午前7時30分から午後6時30分まで、本町保育所と立戸保育所が午前7時30分から午後6時までとなっており、延長保育や夜間保育は実施していません。

ゼロ歳児保育は大竹保育所で、一時預かり事業は本町保育所・立戸保育所の2カ所で実施しています。また、入所に当たり配慮が必要な児童につきましては、全ての保育所で保育士を加配する態勢をとっています。また、職員につきましては約4割が正規職員、約6割が臨時職員となっています。

子ども・子育て支援新制度では、質の高い学校教育・保育を提供する体制を確保するということが主な目的の一つとされています。

現在の国の保育士配置基準は、乳児につきましては児童3人に対し保育士1人、1・2歳児は児童6人に保育士1人、3歳児は児童20人に保育士1人、4・5歳児は児童30人に保育士1人となっています。新制度では、保育士の配置基準の見直しを行うこととされていますが、このうち3歳児につきましては、児童15人に対し保育士1人に改善される予定でございます。

また、保育料につきましては、国が限度額を定め、市町村が世帯の状況やその他の事情を勘案して決定することとされています。現在のところ、国において低所得者層の利用者負担の限度額を引き下げる予定と聞いています。

また、新制度においては、保育所の利用手続が変わり、保育の必要性の認定が必要となります。認定の際に、保育の必要量に応じて保育標準時間と保育短時間の2種類に給付が区別されます。特に保育短時間認定の給付となった場合は、利用時間が最長で1日8時間となります。保育短時間認定の児童が8時間を超えて保育を必要とする場合も考えられるため、今後、その対応を検討いたします。

制度の改正に伴い、本市の公立保育所では、児童や保護者の皆様にとって大きく影響する部分は少ないと思われませんが、保育の必要性の認定を行う必要があります。そのため、例年1月に行っています入所申し込みを12月に実施する予定ですので、保護者の皆様に対しまして新制度の周知に努めていきたいと思っております。

最後に3点目の経済動向と市財政の見通し運営についてお答えいたします。

政府が6月24日に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2014では、アベノミクスに一体的に取り組んできたことにより、「経済の好循環が動き始め、日本経済は長期停滞やデフレで失われた自信をようやく戻しつつある。この経済の好循環の動きをさらに進め、経済再生への道筋を確かなものとしていくために需要の安定的な拡大に取り組む」としてあります。オリンピック・パラリンピック東京大会が開催される2020年度を目途に基礎的財政収支黒字化を目標に掲げ、これから日本の未来像にかかわる制度・システムのさまざまな改革が進められていくことになるのではないかと考えられます。

総務省の平成27年度概算要求では、経済再生の進展を踏まえて、リーマン・ショック後の危機対応モードから平常モードへの切りかえを進めていくことを基本として、出口ベースでの地方交付税総額は平成26年度当初予算と比較して8,400億円の減額見込みとなっています。しかしながら、景気回復による税収増や地方消費税の引き上げなどを見込み、地方財政全体の収支見通しでは前年度並みの一般財源総額が確保されている内容となっています。

一方、同省の家計調査の速報では、7月の消費支出は前年度比マイナス5.9%で、天候不順などの影響もあるものと考えますが、個人消費においては依然として厳しい状況が続いています。今後の消費拡大から経済の好循環が続き、地域経済にもその効果が波及することを期待したいと思います。

市内では、栄町地区の開発や晴海地区への店舗進出、一部の大手企業では新規投資など民間企業による投資の動きもあります。まちの発展を見える形で進めていき、地域を元気づけることで民間投資を促し、地域全体を盛り上げていくことも大切だと考えています。

国の財政状況が悪化し、経済動向が不透明な中で、平成28年度からの第五次総合計画、後期基本計画を策定することになります。平成26年度の税制改正で行われ、今議会に提案させていただいた法人市民税の引き下げについてでございますが、本市においては法人市民税の割合が他市町と比べ比較的多いため、減少分について地方交付税措置があるものの、一定の影響は受けるものと考えています。

後期基本計画策定の前提となる歳入の推計につきましては、市税の動向ももちろん大切ですが、地方交付税制度のもとでは、自治体の行政需要が減少すれば一般財源の総額も減少する仕組みとなっていますので、財源の見込みに合うよう事業を選択し、施設の総量を

管理しながらも、多くの方に大竹に住み続けていただけるよう取り組んでいかなければなりません。

これまでも子育て支援を中心にさまざまな施策を講じてきましたが、これからも働く場所があり、産み育てやすい環境づくり、そして市民の皆様が笑顔で元気に暮らしていける安全・安心なまちづくりに力を入れ、進めていくことが安定した財政運営を支えていくことになるものと思っています。

以上で、山本議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、放課後児童クラブについての御質問にお答えします。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う放課後児童クラブに関する主な改正点としては、現行では共稼ぎなどで保護者が昼間家庭にいない、おおむね3年生までの児童が対象でしたが、6年生までの児童に拡充されていることでございます。

対象児童の拡充につきましては、昨年12月議会においても説明させていただきましたが、本市の現状としては指導員の確保や施設の整備など環境の充実に努めており、待機児童は出していませんが、利用児童数は多くほぼ飽和状態であり、これ以上の対象児童の拡充は難しい状況にあると考えております。

本市においては、現在、大竹市子ども・子育て支援事業計画策定会議を設置し、本市の実情に応じた放課後児童クラブのあり方についても検討しているところでございます。この策定会議の協議内容や保護者等からのニーズ調査の解析結果などを踏まえ、放課後子供教室など既存制度の活用も視野に入れながら、関係機関と連携し、本市の子育て支援策について考えてまいります。

なお、対象児童の拡充以外にも放課後児童クラブの設備や運営に関する基準について条例で規定することが義務づけられており、その条例化については現在準備を進めているところでございます。

以上で、山本議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 16番。

○16番（山本孝三） 防災関係の質問に関連をして改めてお伺いするんですが、私どもが担当課からもらっている土砂・浸水避難地図という冊子がございますが、この中には阿多田が入っていないよね。阿多田については特別に警戒する地域もなければ、対策を講じる箇所もない、こういう判断で指定がされておらん。そのことと、それから警戒区域と特別警戒区域の違いですね。大竹市の場合はこの冊子を見る限り、警戒区域に指定をされている各市内の地区ごとの状況だというふうに理解しているんですが、特別警戒区域に指定されている箇所はないというふうになるんですか。そこのところをはっきり聞かせてもらいたいです。

それと、減災に関連をして、避難の勧告と指示の違いですね。今回8月20日前後から降り続いた雨量の予想外の量による、市域のある地区では避難勧告、自主避難含めて立戸や白石でそういう世帯もありました。この勧告と指示の違い、それは少なくとも地域の警戒



区域か特別警戒区域かによっても大きな違いが出てくると思うんですが、その関連を少しわかるように説明してもらいたいです。

それと、避難、この勧告や指示を出す上での基準めいたものを今見直しをする作業中だというふうにせんだってのヒアリングのときに説明されたんですが、いつこれはできるんですか。きょうも夜中からかなり雨が降りましたよね。だからいつ雨が集中的に降って予想外の災害が発生するかわからんというのが昨今の状況なんで、のんびんだらりと対策を手間取るというようなことでは困るんじゃないかと思うんですが、そういったことで今申しあげましたことについて、ひとつお願いしたいんです。

それから、市内に砂防河川と言われる河川が何本あるんですか。その中には危険溪流として表示がされている、表示板が立っているところがありますよね。そういったことに対する手当て、補修の工事、これも非常に軽視できない箇所もあると思うんですが、どういうふうになさっているんですか。

土砂災害に関連をして私が聞いたところでは、広島県の土砂災害に関する対策事業費がこの10年間で215億が85億に減っているという話ですね。しかも6月の県議会の答弁では、災害問題に関して土砂災害を工事して関係施設を整備するのに333年かかる、こういうような答弁をなさっておるようですが、そんな状態で本当に、市民の皆さんが雨のたんびに心配で夜も寝られんというふうな状況の解消にどうやってつなげるんか。非常にこのところは心配なところですよ。先ほど市長のほうは、危険溪流についても鋭意県と交渉して手を尽くしておるといふふうにおっしゃるんですが、私が土木課のほうに関係者からの要望としてお願いをしているのはもう10年も15年も前の話ですよ。いまだに解決しとらんのです。そういった事態も踏まえて、さっき言いましたことについての的確にひとつ御答弁をお願いします。

○議長（寺岡公章） 危機管理監。

○総務課危機管理監（高津浩二） 山本議員の御質問にお答え申し上げます。

初めにハザードマップ、阿多田地区の関係でございますが、ハザードマップは市内5カ所に分けて平成24年度に作成しております。阿多田地区につきましては、小方・阿多田地区ということで1つのハザードマップにしております。ですから、ハザードマップは作成しております。

2点目の避難の関係で、避難勧告と避難指示の違いということでございます。避難勧告は、危険が迫って、今から危険が迫りますよということで当然出すわけですが、避難指示というのは、特にもうそれが急迫しているというような状況のときに出します。避難指示につきましては、避難勧告で避難をされなかった方の後押しをすると、背中を押すというような意味合いもございます。そういうことで、避難勧告と避難指示につきましては若干性格が違うということでございます。ただ、避難勧告、避難指示も強制力はありませんので、最後は御本人の判断ということになります。

それから、避難基準の見直しということでございます。避難基準の見直しにつきましては、今回の特に夜間に発生したような災害のときに、広島市の例でもございますが、本当に避難勧告が発令できたのかという部分、そういう部分も含めて我々も今改めて考えてい

るところです。見直しということですが、大竹市の避難マニュアル、避難勧告の発令マニュアルもつくっております。その中では土砂災害、それから河川の氾濫等、結構詳しく書いておるつもりです。ただ、それが本当に今回のような夜間に発令できるのかとか、そういう部分についてはこれから検討していきたいと思えます。例えば今考えておるのが、夕方に例えば大雨警報が発令されたら、それで、これに伴って夜間に土砂災害の警戒情報というのが発令されるおそれがあるというようなこういう情報があったときには、例えばもう夕方に避難場所を開設して、避難準備情報といまして、皆さんが夜間に避難できるような準備をしておいてくださいとか、そういったことも必要なのかなと今思っているところでございます。以上です。

○議長（寺岡公章） 建設部長。

○建設部長（大和伸明） 先ほどお尋ねの土石流危険渓流としまして砂防指定されている砂防河川は、現在大竹市内に40渓流ございます。それぞれその砂防河川におきまして現在約50基の砂防堰堤が整備されているところでございます。現在も県のほうで立戸の谷郷川のような工事について整備されているところもございまして、今後も県に対してどんどん整備していただくように要望してまいる所存でございます。よろしくお願いたします。

○議長（寺岡公章） 土木課長。

○土木課長（平田安希雄） それでは、先ほどの阿多田地区に関する部分でございます。先ほど危機管理監のほうから御答弁があったところでございますが、土砂法の指定につきましては平成19年より玖波地区から始まっております、沿岸部から山間部へ指定を行っているところでございますが、阿多田地区につきましてはまだ指定に至っておりませんのでマップのほうにも反映されていないということでございます。

それから、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の違いということでございます。土砂災害警戒区域につきましては、土砂災害が発生した場合、住民等の生命または身体に危険が生ずるおそれがあると認められる区域でございます。また土砂災害特別警戒区域といえますのは、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる区域でございます。

それから、砂防河川につきましては何年来の補修が行われていないという部分でございますが、私ども県と密接な連絡をとりながら補修に努めてまいっているところでございます。もしそのような箇所がありましたら、これからは強く要望して補修していただくようお願いしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（寺岡公章） 16番。

○16番（山本孝三） さっき私が指摘した箇所についてはもう10年も15年も前からの要望なんじゃが、これはなかなかできんのよね。待つしかないということになるんです。何とかそこら辺を対応する手だてを考えるべきではないかと思うんですが、市長どうですか。安心・安全のまちづくりの基本は、身近なところから問題処理をするというのが私はベターだと思うんですが、ひとつコメントをもらいたいです。

○議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） 議員が長年要望され続けていることについては、恐れ入ります、済み

ません、どこの場所ということ特定して認識をいたしておりません。ただ全般的に砂防のことにつきましても、県に要望し続けながら物事を早急に解決に向けて動きたいということで、今回の土砂災害の件についても県が積極的に動いてくださっているということで、県との信頼関係はますます構築していくように努力していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（寺岡公章） 続いて、8番、北林 隆議員。

〔8番 北林 隆議員 登壇〕

○8番（北林 隆） 8番、公正クラブの北林です。よろしくお願いします。

まず、一般質問に先立ちまして、去る8月20日発生の広島土砂災害では多くの犠牲者の方が出ましたことや、被災また避難生活をされておられる皆様方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地域の日でも早い復旧・復興を願うものです。

また、本市が本年9月1日をもって市制施行60周年を迎えたことは大変意義あることであり、我がまち大竹市をつくり育ててこられた先人の蓄積、その思いを酌み取り、我々も自分たちが住む我がまち大竹に誇りを持って前進すべきと改めて考えるところです。

さて、それでは通告書に従いまして御質問をさせていただきます。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

大竹市産業振興奨励金制度の拡充見直しなどについてということですが、本市では第五次大竹市総合計画の基本目標として、生活基盤が整ったまちに掲げるとおり、さまざまな地域産業の振興に取り組んでおられます。総合計画では農林業の持続的な発展を目指し、農地の保全、担い手の育成に取り組み、森林資源の維持・増進を目指し、マロンの里施設を活用した都市と農山村との共生や交流を図っています。

水産業では魚礁の設置等の漁場環境の整備・保全、そして水産資源を活用した特産品の創出を図るため、阿多田地区の養殖業を支援するハマチのブランド化について研究するなどが推進され、工業の振興では中小企業融資事業、中小企業経営安定支援事業、産業振興奨励事業など経営安定化のための施策に取り組み、商業・観光の振興としては商店街振興奨励事業で商業経営の強化のための支援事業、三倉岳・蛇喰磐の景観、歴史・文化の手すき和紙の里、亀居城跡などを観光資源に活用しようと整備を行っています。そして、雇用対策の促進、勤労者福祉の充実と各分野での主要な施策を定めて取り組んでいるところです。

先日、あるラジオ番組を聞いておりました、著名な政治家、経済評論家の方でしたが、大企業と中小企業という使い分けがわかりにくい。誰が聞いても大企業と感ずるのはトヨタ、ホンダ、ソニーなどの国外で広く活動している企業、グローバルな展開をしている企業ではないか。そして、国内や地域を主な企業活動の場としている企業がいわゆる中小そして零細企業と感ずる。企業として地域で活動している、国内や地域とはローカルではないか、とすれば大企業とか中小企業という呼び方で企業の規模をあらわす方法もよいが、グローバル企業とかローカル企業と呼んで、世界が相手か、国内や地域が相手かで企業の事業の展開のあり方をイメージして分類するのもおもしろいのではないかというお話を耳にしました。

そこで、大竹市産業振興奨励条例では、第1条で、産業振興奨励金を交付することにより、本市の産業の振興を図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とすると定め、本条例を運用しています。第2条で、当該条例で使用する用語の意義が定義づけられ、第2条第1号は事業者で、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、本市において別表に定める産業を営むものということで、対象産業が定められています。その対象産業は、建設業、製造業、卸売・小売業、飲食店などが多数あります。

第2号では、中小企業者で中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者ということで、業種分類ごとの企業規模を資本金の額または出資の総額で、会社または常時使用する従業員の数で会社及び個人の企業規模を分類することが定められています。要は、対象企業者の規模をはかろうとするというものです。

第3号では、増加課税標準額ですが、本市において家屋及び償却資産に賦課された固定資産税の課税標準額が、前年度の固定資産税の課税標準額に比して増加した場合の当該増加相当額、所有権の移転等は除くということになっております、を言うところですが、これについては第3条で奨励金の対象要件に関連する条項で、すなわち奨励措置対象事業者の指定をするに当たり、先ほどの第2条第1号及び第2号により対象産業であるか否か、対象企業の規模は中小企業者であるか中小企業者以外の事業者、いわゆる大企業を指すものであると解釈します、であるかで、増加課税標準額の適用範囲が区分され、指定を受けるものとなります。

十 ちなみに、この奨励金の対象要件として、中小企業者は増加課税標準額が5,000万円以上、中小企業者以外の事業者が5億円以上と規定されています。また、奨励金の額は5,000万円を限度、指定事業者に市税等の未納がないことも規定されております。

以上、産業振興奨励金制度の内容について若干述べさせていただいたところですが、本制度の目的で、総論としては本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与する施策となっ  
てはいくと信じておりますが、今後大竹市には食品、家庭用品、衣料品などを扱うスーパー  
センタートライアルとディスカウントドラッグコスモスという大型店の出店が見込まれて  
おり、既存商店の繁栄、市内の商業の活性化という面では非常に厳しいものがあるのでは  
ないかと懸念しております。

各論としては、何らかの手を打たなければ脆弱な経営規模の事業者の方々は撤退を余儀  
なくされてしまうおそれがあると危惧します。例えば買い物難民という言葉がありますが、  
高齢者の方が歩いていける御近所で買い物ができるのとできないのでは、まちの魅力は半  
減です。決して市民生活が豊かであるとは言えないのではないのでしょうか。市内の各所、  
地域に根差したローカルな事業者においても持続可能な経営体質を身につけていただき  
たいものです。その支援が本制度を利用していただくことでもないでしょうか。

市内中小企業者の育成のための取り組み状況や、これまでの本制度の指定の申請状況な  
どはどのようなものでしたか。また本制度の周知の状況などを教えてください。

また、冒頭グローバル企業とかローカル企業等お話をしましたが、対象産業を事業展開  
のあり方でイメージして分類することはできませんか。本制度は、大竹市の自主財源で予  
算措置されています。大竹市の産業って一体どんな産業をイメージするのでしょうか。建設

業、製造業、卸・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、サービス業などなど、対象産業として広く多くの業種が挙げられていますが、第五次総合計画で掲げる地域産業の振興を推進するため、事業を継続しよう、事業を拡大しよう、新たな特産品を開発しようなど、施設の改修や設備の近代化に取り組む農林水産業者、いわゆる第一次産業なども対象産業として拡充できませんか。

次に、奨励金の対象要件の見直しですが、中小企業者の増加課税標準額が5,000万円以上は、本制度を利用する際に非常に金額設定が高額過ぎるのではないかと考えます。あたかも新規の家屋及び償却資産の取得がなければ指定の申請もかなわないような設定です。事業を継続していれば、施設、設備品などの償却資産において更新時期が訪れます。その場合、取得する施設、設備品や数量によれば数千万円単位の施設更新となる場合もあります。業容の拡大のみならず事業の維持においても、相当の投下固定資産が発生するものと思われま。増加課税標準額を大幅に下げることや、対象産業の細分化と事業規模により枠づけするなどをする事で、段階的な増加課税標準額の設定をすることは考えられませんか。

このたび大竹市広報9月号では、申請は9月30日まで、市産業奨励金と題して申し込み手続の告知が掲載されておりました。

本年3月17日、予算特別委員会においては2名の委員より本条例の見直しなどについて質疑があり、入山市長においては、「中小零細の企業でも実際にそれを適用されて受けられた企業もある。さらに、いわゆる小さい商店までを含めてそういうものが何とか起爆剤になる、そういう制度として活用できないかということについては、検討させていただきたいというふうに思います」と御答弁されておられます。これを踏まえて御答弁のほど、よろしく願います。

また、8月20日発生 of 広島土砂災害の行方不明の方々の捜索活動や、現在に至っても続いている土砂・がれきの撤去作業をテレビ放映などで見る中、ボランティアの方々によるさまざまな活動支援には頭が下がる思いですが、発生直後からの警察、消防、自衛隊などによる救出活動も、二次災害を警戒しながらの非常に危険な中での作業が続けられておりました。

そうした中、災害箇所には建設重機が投入され、建設業者の方々の作業される姿は非常に心強く感じられ、生活インフラ、生活道路の確保など早期の復旧には欠かせない役割、その存在感を改めて認識しました。

翻って、本市においても8月5日からの大雨により、8月6日には災害対策本部を設置、広島地方気象台から「大竹市に50年に一度の大雨、十分な警戒を」との連絡があり、土砂災害、洪水には警戒態勢をしいていましたものの、8月12日の議員全員協議会での報告では、住家の一部損壊が1戸、住家の浸水74戸、土砂崩れ22カ所、道路の通行どめ状況9カ所などの被害が発生し、幸い人的被害は特になかったということでありまして、昨今の近隣市町で発生した災害からすれば非常に軽微な被害状況であったということで安堵しておりますが、しかしながら本年9月定例会では、農林水産業施設災害復旧費8,407万9,000円と公共施設災害復旧費8,667万6,000円の合計1億7,075万5,000円との高額な金額

ベースでの災害復旧に要する額が補正予算計上されております。早期に市民生活を日常に戻すために必要な予算ということですが、災害復旧費とは後ろ向きの予算であり、本来ふだんの防災・減災に要する予算として策に投じ、災害に備えておくという姿勢が望ましいと考えます。

ただ、災害が発生すれば復旧しなければならず、直ちにその現場において第一線で新たな災害を防止し、その対応・復旧に体を張って動いていただくのは建設業者の方々であり、市内建設業の育成は不測の事態に備える体制づくりであり、大竹市民の安心・安全に欠かせない地域産業の振興につながるものであると考えます。

近年の建設業界は、経営上の理由により投下資本を抑制する中、建設重機や資機材などは余り取得せず、リース契約による調達やレンタルによる一時借り上げで賄う傾向にあります。広島土砂災害が大竹市で発生することは想定したくありませんが、それなりの災害復旧に対応するだけの建設重機や資機材等を本来ならば取得し、維持できるだけの経営体力をつけていただきたいと考えます。市内建設業などの育成策をどのように考えておられますか。見解をお聞かせください。

以上、壇上での質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 地元根づきます企業を大切に思われての御提案をいただき、ありがとうございます。効果的な振興策とは社会情勢の変化に伴って変わっていくものだと思いますので、しっかりと見きわめ、検討してまいりたいというふうに思います。

それでは、北林議員からの大竹市産業振興奨励金制度の拡充見直しなどについての御質問にお答えいたします。

大竹市産業振興奨励条例は、私が市長に就任させていただいてすぐに着手いたしました。本市の財政運営を安定させるための4段階の財政改革の取り組みの一つとして、平成20年3月に制定した制度でございます。

この条例の前身である大竹市工場等設置奨励条例は、本市企業の留置及び新たな企業誘致を進めるために制定されたものでございますが、対象産業の拡大、増設・移転の際の適用範囲の拡大などの制度改正を行ってまいりました結果、制度が複雑になり、大きく変化する企業の設備投資の形態への対応が難しくなってきたことから、工場等設置奨励条例を引き継ぐ、よりわかりやすい新たな制度として、産業振興奨励条例を制定した経緯がございます。

したがって、産業振興奨励条例の対象産業につきましては、主に製造業などの第二次産業を対象とした工場等設置奨励条例と同様としており、農林水産業などの第一次産業は対象としておりません。

条例の見直しについてでございますが、本年3月の予算特別委員会において北林議員からの要望のございました、中小企業者に対する奨励措置対象事業者の指定要件である増加課税標準額5,000万円の引き下げについて検討するため、現在、県内市町の制度の状況、引き下げた場合の対象事業者数や市の財政負担額などの基礎資料の作成及び情報収集を行

っているところでございます。

今後、対象産業の拡充も含めまして、慎重に検討した上で一定の方向性を出していきたいと考えております。

次に、産業振興奨励金の中小企業者の指定状況でございますが、制度が開始された平成20年度から平成25年度までの6年間におきまして、申請のあった8件全てが指定され、そのうち6件が中小企業者でございました。

本制度の周知につきましては、市ホームページや市広報への掲載のほか、大竹商工会議所の会報にも掲載していただくとともに、企業訪問などの際にPRを行うなど、積極的な周知に努めております。

最後に、中小企業者の育成のための取り組み状況及び市内の建設業者などの育成についてでございます。

工業都市である本市の基盤を支える市内中小企業の育成は、大変重要な取り組みでございます。

これまで、運転資金や設備近代化資金の融資を低利で受けることができる中小企業融資制度を初め、新入社員セミナーの開催などの中小企業振興対策事業、中小企業相談所や商店街連合会など各種団体への財政的支援など、中小企業者の育成のためのさまざまな取り組みを市独自で実施しております。

また、第一次産業の中小企業者に対しましては、市独自の制度以外に国などが実施する有利な融資制度など、農林水産関連施策が充実しておりますので、これらの制度も活用して

十

いただきたいと思います。建設業者などの育成についてでございますが、御指摘のとおり、市内での災害発生時に大きな力を発揮する市内建設業者の存在は、市民の皆様の安心・安全の確保に欠かせないものであると考えております。

今年度、建設業者の技術向上を目的とした新規事業といたしまして、広島県緊急雇用対策基金を活用し、フォークリフト運転技能や玉掛け技能などの技術講習会を大竹商工会議所に委託して実施しております。9月末までの講習会において、20事業所、延べ123名の方が技能講習会を受講する予定であり、大変好評であるとお声を大竹商工会議所からいただいております。

また、建設工事などの発注に際しましては、市内業者育成の観点から、発注額が1億5,000万円未満の建設工事に係る指名競争入札においては、原則として市内に本社または営業所を有する業者を優先して指名することとしており、1億5,000万円以上の工事につきましても、できる限り分離発注を行い、市内業者が施工できるよう努めているところでございます。

特殊な技術を要する工事や、設計金額が高く分離発注が難しい工事などにおきましては、市外業者も含めた指名を行うことがございますが、このような場合でも、下請になるべく市内業者を使うよう努力義務を課しているところでございます。

今後とも市内業者に対する技術支援、制度の両面から育成を図ってまいりたいと考えております。

以上で、北林議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 8番。

○8番（北林 隆） 条例制定の経緯から御説明いただきまして、ありがとうございます。

平成20年3月といえば私ももう議員になっていて、産業振興奨励条例の審査のほうには加わらせていただいたという記憶もあります。そのときにも感想とすれば、やはりある程度の規模がなければ利用できないかなと、特に増加課税標準額5,000万円、非常にハードルが高いなあというイメージを持っておりますし、対象産業ということで非常に枠組みが第二次産業ということで、我々の知っている限りでいけば商店街等で小さな、もう零細を超えて個店のような方々もおられます。なかなか5,000万円の増加課税標準額をオーバーするほどの設備投資というものはなかなかないから、あたかも本当これは新規出店の方を対象にした奨励制度なのかなあというイメージは持っておりましたが、そうはいいいましても大竹市にいろんな事業所が進出してくるということは雇用にも関連しますから、あながち否定すべきものではないかというふうにも思っておりました。

第二次産業を対象につくったこの条例であったと、工場等の誘致、留置、こういったものが主体にあったのでしょけれど、産業の振興という第五次総合計画に掲げる面からいけば、もう今既に市内には多様な産業があるということで、全ての産業に対して活発な企業活動、継続をしていただきたいと思っております。これが市民生活のほうにも雇用なり経済活動で直結するものであると思いますので、先ほど第一産業が対象にならないかというのをちょっと御提案させてもらったんですけど、第一産業も大竹市内の主要な重要な産業であると考えますので、ぜひともそういった部分で、市内にローカルな零細な産業はたくさんありますから、ぜひ増加課税標準額の引き下げ、これを検討していただきたいというふうに思います。申請の対象者を指定する場合においても、多くの事業者の方が利用できる制度に変えていただければと思っております。

御答弁のほうでは他の市町等の情報を収集して新たな基礎資料をつくって検討していくと、その上に慎重という言葉がついてたのでちょっと気になる場所なんですけど、できれば近々に本制度の対象産業の拡充なり要件の見直しなりというのを、条例改正という格好で議会のほうに御提案いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

市内産業の育成ということで、さまざまな支援制度に取り組んでいるということは私のほうも承知しておりましたけれども、実際気になるのが効果というところでして、先ほどフォークリフトや玉掛けとか今商工会議所さんのほうと協力してやっているということで、20事業者123名の方がフォークリフトの講習を受けると、非常に人気があるのかなあと思っておりますので、ぜひともそういう技術というのを、大竹市で雇用されて仕事をすればそれが発揮できるような場がいつまでも継続されるということをお願いしております。

そうしていく中で、今の建設業、災害復旧というところで先ほど後ろ向きな予算使途だというふうに言わせてもらったんですけど、実際ないにこしたことはないけどあればすぐに対応しなきゃいけないということで必要な産業であると、建設業というものも必要な大変重要な産業であるというふうに直結するんですけど、その以前に防災・減災という部分で平素の事業施策とか展開をもって市民生活の安心・安全に寄与するというのも市行政の施



策の一つ、本当は最優先すべきことではないかと思っておりますので、前向きな予算措置というのを今後考えていただいて、本日再質問するつもりは当初からございませんでしたので、一応これもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 続いて、12番、原田 博議員。

〔12番 原田 博議員 登壇〕

○12番（原田 博） 民政クラブの原田 博です。初めに、8月の大雨、豪雨については、市長の御挨拶や議員さんも既に触れておられますが、私も発言をさせていただきます。

最初に、広島市北部で20日未明、局地的に1時間に100ミリを超える豪雨となり、安佐南区と安佐北区で土砂崩れや土石流が発生して、多数の住宅が飲み込まれました。死者は72名、いまだに2名の方が行方不明。亡くなられた方々と御遺族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。今もなお、行方不明者の捜索、大規模な土石流の処理、後片づけなどに追われ、多くの皆様の御心労、御健康が心配されるところでございますが、一刻も早い行方不明者の発見、一日も早い復旧、生活の再建をお祈りいたします。

また、中国地方では8月5日夜から6日にかけて激しい雨となりました。土砂崩れや河川の氾濫が相次ぎ、お隣の岩国市や和木町では死者や甚大な被害がありました。同じころ本市でも時間当たり68ミリの記録的な大雨となり、そのために立戸、本町地区など多くの地域で土砂・浸水被害が発生したことは御承知のとおりです。被害を受けられました市民の方々には心からお見舞い申し上げます。その後間もなく台風11号が北上、西日本、我が市にも警戒が必要となるなど、大竹市職員、消防署、消防団の皆様には市民の皆様をお守りするとの強い意志のもと、たくさんの何度もたび重なる献身的、一生懸命な対応、活動いただきまして、ありがとうございました。ここに、謹んで感謝申し上げます。そして今後ともどうぞよろしく願いいたします。

私の全体のごく一部の体験でしかありませんが、これら大雨の怖さ、自然災害の脅威、避難場所、公共施設のあり方、避難経路の確保、避難の難しさなどなど、災害時での困難さを目の当たりにいたしました。それは大雨により各所の道路が冠水、JR線では貨物列車が線路内で立ち往生、黒川、玖波にある多くの踏み切りが遮断された。黒川ではアンダーパスが冠水、そこへ進入した車が浸水、車が深く水につかったため往来ができなかった。避難すべきかそれとも引き返すべきか、自宅の2階など高いところにとどまっていたほうが賢明であったか、限られた時間、選択肢の中で避難することの難しさ、想定どおり、マニュアルどおりにはいかない災害の怖さ、激しさを肌で感じました。

しかし、こんな雨は、このような状況は50年に一度とか、処理能力、行動能力の限界を超えたとかで片づけられるものではありません。また、片づけてほしくはありません。いかなる状況、いかなる状態になろうとも、行政は市民の皆さんをお守りするとの大義のもと、拡大化、肥大化が懸念されます災害時における公共施設のあり方、拠点施設の位置づけ、防災行政無線の活用、危険箇所の点検、土砂災害対策、土石流の発生可能性、場所の把握、あるいは避難勧告・指示基準など災害からの防御、整備などについて、この際に確認、考え、見直すべきだと思います。

それでは、本題に入ります。

今回の一般質問は、公共施設「社会教育施設等」の今後の取り組みについてを問うです。御答弁につきましては、よろしく願いいたします。

ことし5月の日経新聞には、中国地方の自治体が老朽化した公共施設の維持管理対策に乗り出している。広島市や防府市は施設の状況を一覧できる公共施設白書を作成した。人口減少が目立つ鳥取県などでは、過剰な施設の統廃合を検討する動きも始まった。自治体財政が悪化する中、過剰な施設の見直しは避けられないが、市民の納得を得る作業には困難も予想されるとありました。さらには、7月25日付の京都新聞には、高度成長期以降に整備された学校や道路などの公共施設が老朽化している問題で、京都府内の市町村、京都市を除く、が現在の規模や数を維持したまま施設を更新すると、34年後の2048年度には市町村合計で12年度の2.4倍もの建設費が必要になるとの記事がありました。

また、本年の4月22日には、総務省から自治体に対し、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている状況下、厳しい財政状況、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現するなどを目的とした、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、公共施設等総合管理計画の策定が要請されています。

そのことは、本市といたしましても当然ながら大きな課題として捉えてもおり、経年劣化、社会的劣化、機能的劣化などで高齢化していく社会教育施設、道路、橋梁などの公共施設の更新や整備の方法については、公の施設の使用料のあり方について、大竹市行財政改革の基本方針、また大竹市行財政改革の実施計画や社会教育施設等の再編基本方針総論などで、基本的な考え方や計画の策定に向けた一定の方向性が示されています。

その1つ、大竹市行財政改革の基本方針、行財政改革の目的には、「本市の市政運営においては、今後公共施設の老朽化に伴う更新費・維持費の増大や社会保障関係費を初めとした義務的経費の増加傾向が続くと思われま。その一方で、市税や地方交付税など一般財源の大幅な増収を見込めず、現在の行政サービスを維持していくことは困難になると思われま」との記述があります。

少子高齢化、人口減など、財政が厳しさを増していく状況下、公共施設について実施計画を立てても、建てかえを考えたとしても、大規模な改修を検討してみても、できるものではありません。あえて申すまでもなく、持続可能な財政基盤があつてこそ、確実な財源があつて初めて改修、建てかえ計画などが具体的に実施、実現されます。

さて、6月17日付の中国新聞には、大竹市長選挙の投開票から一夜を明けた16日、3選を果たされました入山欣郎大竹市長の3期目の抱負や今後の課題などが掲載されていました。その1つには、新たに取り組む政策への問いに対し、定住政策を進めても人口は減る。支出を抑えるため行政サービスの一部をとめなければいけなくなる。市民でできること、行政でしかできないことを選別する。公共施設も勇気を持って統合し、効率のよい使い方をしてもらいたい。苦情が出るかもしれないが、進めなければならないと述べられています。

す。

市長のこの発言の真意は私にはわかりませんが、岩国大竹道路の着工により小方公民館の機能、位置づけの検討性が急務なことから、この機会に市内随所に点在しています社会教育施設、社会体育施設、大竹会館、コミュニティサロン、総合福祉センターなど、社会教育、市民活動などで活用されています社会教育施設等に絞り、市民ニーズが変化する中で施設の設置意義、機能性、地域性など多方面にわたって積極的に検討したいとお考えを示されたものと受けとめています。

また、社会教育施設等の再編基本方針総論、再編基本方針の目的には、社会教育施設は市民の皆様の社会教育、生涯学習の場として活用されているだけでなく、多くは災害時での避難場所にも想定されており、限られた人的・財政的資源で施設の安全性や時代に即した機能を維持していくためには、計画的に施設を整備していくとあります。

しかしながら、社会教育施設等の再編基本方針の総論の考え方に理解ができて、公共施設の存在、役割は地域の暮らし、文化を支えており、その存在は極めて大きなものがあります。その地域に根づき、市民に愛され、現に生活の場として活用されています公認施設について、存続、廃止、集約化など社会教育施設の機能を維持していくために今後のあり方、方向性を決定していくと言いつつも、公共施設の再編への結論、同意に至るまでには市民の方の大きな声、反発など、厳しい対応が予想されます。それには拙速な結論を求めるのではなく、現在も各施設が備えている機能の行方など、多くの市民の皆さんに理解、納得していただく努力、時間を惜しむべきではありません。

特に結論が急がれます小方公民館、旧小方中学校体育館、また大竹会館の位置づけ、建てかえが本市の喫緊の課題ではありません。先日講義を受けました保母武彦島根大学名誉教授は、社会教育施設等の再編基本方針総論にも掲載がありますが、社会的共通資本としての全ての公共施設を対象に、老朽化の状況や利用状況を初めとした公共施設等の現状分析、総人口や年代別人口などの見通しなど、公共施設等の維持管理、方針など施設の適切な整備に向け、かかる中長期的な経費や、これらの維持に充当可能な財源の見込みなど、総合管理計画の策定指針に織り込むことが必要だと指摘をされました。

あわせて、公共施設は新設するだけの時代は終わっている。これからのまちづくり、公共施設整備は応急的な短期視点と、将来のまちづくりに向かっての長期的視点の対策とともに、命と暮らしを守る身近な社会インフラ機能をあわせ持つことが重要と結ばれています。

については、財政面、災害時、将来像などから公共施設の本市のあり方はまだ具体的なシナリオにはなっていないと思われませんが、公共施設等総合管理計画の策定、老朽化する公共施設対策、社会教育施設等の再編計画、将来のまちづくりなど公共施設・社会教育施設等の住民合意に向けた手段、方法、計画などについて、市長のお考えを問います。

以上、登壇しての質問を終わります。御答弁につきましてはよろしくお願いいたします。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 日本中の課題でございます、取り組まなければいけない事柄に対しま

して御質問をいただきました。ありがとうございます。何事も縮小の方向へ進める場合には大変なエネルギーが必要になります。理念を定め、計画を立て、実行に移すまで相当の時間がかかると思いますが、一步ずつ進めてまいろうかというふうに考えております。事の正否は議会の皆様方の御理解にかかっているというふうに思います。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、原田議員の御質問にお答えいたします。

将来にわたって、笑顔と元気が輝く魅力ある大竹市であるために、今やるべきことを一つずつ実施していかなければなりません、その一つが、公共施設をどのようにして適切に維持・管理していくかを考え、実施していくことだと思います。

実際に、厳しい財政環境の中、建設から相当年数を経過し老朽化した公共施設をいかに計画的に更新し管理していくかは、本市に限らず全国の自治体が共通して抱える大きな課題となっており、原田議員御指摘のとおり複数の自治体で対応を始めています。

今回は特に社会教育施設等についてお尋ねでございますが、本市におきましても、今ある施設を今の規模のまま維持すると仮定した場合、毎年3億円程度の一般財源が必要になることは、平成24年3月に策定した社会教育施設等の再編基本方針の総論で想定しています。

学校施設や道路、橋梁などの公共インフラを維持していくために必要な財源に加えて、これらの財源を必要とするため、社会教育施設等の再編は必須であると考えています。

改めまして本市の沿岸部を見渡しますと、直径5キロから6キロ程度の円内におさまるほどコンパクトで、しかもそのほとんどが平たん地であるという地理的特徴を備えています。しかしながら昭和の合併当時から長らく、大竹、小方、玖波という地域性を重視したまちづくりが行われてきたため、同じような機能を持つ施設が地域ごとに整備されることとなりました。

これらの施設が整備された時代とこれからの時代を比較すると、人口だけでなく生活習慣や車の保有率も変わり、日常生活における移動距離も伸びました。もし施設がなくなれば、その施設を利用している人は確実に他所に移動しなければならなくなりますが、機能を集約したり代替となる空間を調整することで、社会教育施設等を再編することは可能であると考えています。

その際には、社会教育施設に代表される各施設の4つの機能。平時における届け出の受理や各種証明書の発行などを行う支所機能、行政が主体で社会教育事業などを実施する公民館機能、そして市民の皆様が趣味や学習、ボランティアなどの自主的な活動をする場となる市民活動拠点機能、また災害時における避難場所等の防災機能。これらの中で集約できる機能、分散していたほうがよい機能を分けて考え、全体的にはなるべく補完できるようにすることで説明してまいりたいと考えています。

また、より高い機能を持つ施設につきましては、近隣市町との連携による広域利用の可能性も検討していきたいと考えています。これまでの施設目的にとられることなく、社会教育施設とその類似施設全体を見ながら再編を行いたいと思います。

なお、御質問にありました公共施設等総合管理計画につきましては、今年度4月に総務

省から文書による策定要請がされたところでございます。本市においては、既に社会教育施設等の再編基本方針の各論の検討に入っていたことから、こちらを先に進めていますが、各施設の今後の方向性を定めた後に、その他の公共施設等も含めた全体的な計画を策定したいと考えています。

以上で、原田議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は午後1時を予定いたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

1 1時52分 休憩

1 3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（上野克己） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長、所用のため、暫時副議長において議事を運営いたします。

一般質問を続行いたします。

12番、原田 博議員の再質問から行います。

12番。

○12番（原田 博） 今回の9月の補正予算では、中身を全て承知はいたしておりませんが、大雨による災害復旧費が一般会計で1億9,075万円など、それから工業用水道事業会計を入れて2億2,369万円が計上されておまして、とても大きな金額だと、そういうふうに思います。壊れたからもとの状態に戻す、復旧するという当面の対応ではなくて、それじゃあ、今まで以上の大雨、台風などがまた襲来してきた場合、揚げ足取りになるんですけど、果たして十分に耐えられるのかどうか、大丈夫なのかどうか、とても気になります。

特に最近の大雨、台風は、先ほどいろいろと申し上げましたように私たちの予想の域、経験則をはるかに超えておまして、心配、そして不安は尽きません。予測は難しいから、自然災害から市民をどうお守りするの、私たちの責任、立場というのは大きなものがあると私は強く認識をいたしております。つまりはどのようなまちをつかっていくのか、どのようにして地域をつかっていくのか、そのためには本市の公共施設の将来像を描く、未来をどう展望するのか、公共施設のあり方について市民の皆様を示すことが先決だろうと、そういうふうに思います。それには財政が厳しいから、とにかく減らせ、減らせばいいという考えや発想から転換していくということがこれからのまちづくり、公共施設のあり方を考える中ではとても大切な視点だと、そういうふうに思います。それらを生み出しながら、全ての施設について総合的に一から点検、そして検証していく。いい施設は壊すことが目的ではなく、大事に長く使っていく。耐震化上、機能上、今後も反復使用できるというものは、長寿命化の計画をベースにして修繕や改修をしながら大切に利用していく。そして多くの皆さんが利用者が期待している、また歓迎されている施設については少しでもいいところに、人が集まる便利な場所に移動設置する。

8月24日の朝刊にもありましたけど、公共施設の集客力アップに民間の知恵をかりる、

施設の余剰スペースを民間事業者に賃貸する。内容いかんでは施設の利便性が増していくということも考えていくと。また、施設の目的に縛られない場の提供は今後は特に求められておりまして、そのためには公共施設のあり方、位置づけについて、国や県との太い信頼のパイプを通じ前向きな対応が可能となるような、そういう働きかけをするということが今後はさらに必要だと、そういうふうに思います。

加えて、財政難が叫ばれる中、支出するお金、予算はおのずと限られてきています。それではどうするのか。お金がない中でのやり方、やりくりはどうすればいいのか。今の状態のまま機能・規模を維持した場合、先ほど3億円という御答弁がありましたけど、毎年2億2,000万円から3億4,000万円の財源が必要になるとの試算がありますように、今のままの状態をよしと考えるのか。果たして同じような機能を持つ施設が地域ごとに必要なのか。大竹、小方、玖波という地域性を、つまり垣根を取っ払う。私としては、先ほどの市長の答弁にありましたように、沿岸部という捉え方、つまり沿岸部を一つの集落、単位とする範囲について考えてみる、そして再編・整備をしていくということが必要だろうと思います。

あわせて、栗谷・阿多田地区は、他地域とは区別した集落計画として地域の皆さんが憩える、集えるコミュニティーが形成されます施設の整備が必要と考えます。その公共施設というのは大小の比較ではありません。過去の活発であった集落として、これを契機として農林の連帯、住民の皆さんの相互扶助がもう一度復活できる地域づくり、集約施設が整備、調整できたらと、個人的な思いですがそうなるように願ってまいります。

また、施設を利用するための移動手段として、地域公共交通機関のさらなる充実、拡充整備をあわせて考えるということも重要だと思います。その先駆自治体として平成21年から取り組んできました交通網の整備は、今後の人口減社会を支える成功例として他自治体からも注目をされています。将来にわたって大竹市民が快適かつ安心して外出、活動、そして生活ができるための必要不可欠な社会インフラです。公共施設の移動機能にとどまるものではなくて、今後のまちづくりの一環として、地域の足として公共交通の幅広い活用策に前向きに御検討いただきますよう、強くお願いをしたいと思います。

また、財政負担の軽減には、よりよい機能を持つ施設については近隣市町との連携によります広域利用の可能性への検討をするということ为先ほどの考えとして示されましたけど、事業費の削減、維持管理費などのランニングコストの縮小に向け、現在可燃性ごみ焼却処理を廿日市市で御検討をお願いしていますように、近隣の市町の施設を利用させていただくとか、広域的な対応の可能性を探るということは恥ずかしいことではありません。それよりも財政状況の疲弊や社会自然環境の変化によって、全てのことでハード対策が可能でない状況下、現実的な対策こそが優先すべき対応だろうと、そういうふうに思います。

さらには、国の交付税や補助金などを獲得するためには、行政そして議会などが連携した積極的な活動が挙げられます。

以上、るる申し上げました公共施設の老朽化対策、再編整備などは、今までの状態、従来どおりの考え方を踏襲するものではありません。また、行政の枠で決められるものではありません。先ほど山本議員の質問では、第五次大竹市総合計画の後期基本計画に社会教

育施設等の再編、対応などを計画に織り込むとの答弁がありましたけど、最終的には持続可能な地域づくり、社会の実現、地域資源の確保につながっていくことが大事だと、そういうふうに認識をしております。そのためには住民の意見、声を真正面から聞くことができる、理解を得る議論が欠かせないものと、そういうふうに思います。

以上、いろいろと申し上げましたけど、市長の御見解をお願いしたいと思います。以上です。

○副議長（上野克己） 市長。

○市長（入山欣郎） ありがとうございます。社会教育施設に限らず公共施設の見直しが必要になります背景は、多くの施設がつくられていった時代と、これから迎える時代の社会情勢や自然環境が違うことにあると思います。

昨今の大雨による災害もそうでしたが、50年に一度、過去最大、あるいは異常気象など、余り聞かないはずの言葉を聞く機会がふえているように思います。さまざまな事象や経験を検証し、災害を最小限に抑えるハード・ソフト両面からの努力はこれまでずっと続けてきておりますが、それでもさらなる対応を迫られるような事態が起きてきており、そのことが財政状況をさらに厳しくしているというふうに思います。

これからのまちづくりはこれまでと変わりませず、笑顔と元気があふれる、お一人お一人が輝く魅力ある大竹市を市民の皆様と一緒につくっていかうというものでございます。そのためにも市民の皆様お一人お一人が、心も体も元気で地域を支えてくださる人であってほしいと考えています。

原田議員がおっしゃいましたように、社会教育施設は老朽化という直接的な理由だけを捉えて再編するのではなくて、これからのまちのありよう、市民の皆様の行動様式を考えた再編であるべきだということふうに考えております。方向性がまとまりましたら議会にも案を示してまいりたいというふうに考えております。総論は賛成、しかし各論になりますと反対になりがち大変難しい案件ではございますが、議員の皆様と一緒に次の時代に向けてやり遂げてまいりたいと考えておりますので、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○副議長（上野克己） 12番、原田 博議員。

○12番（原田 博） 最後になるんですけど、大竹市では9月1日で大竹市制施行60周年を迎えました。大竹市の発展、私たちが生きていくため、また生きているということの中で、多くの皆さんに御尽力、またお支えをいただきました。先人の皆様また関係者の皆様に、私としても心より感謝を申し上げたいと、そういうふうに思います。

そのような中で、記念事業として大竹市議会事務局の提案事業として、去る8月24日、日曜日、大竹市制60周年事業、おおたけっ子みらい議会を開催しました。私はちょっと地区の行事があったもんですから、第2部の中学校の部から傍聴をさせていただきました。皆さんの質問は新鮮で、そして的を射た厳しい具体的な質問には、私としても今後の議員活動に大いに参考になりました。皆さん方にお礼を申し上げたいと思います。この席なんですけど、ありがとうということを申し上げたいと思います。

そのうちの質問の一部には、ちょっと御紹介いたしますと、「大竹には美しい山があり、

川があり、海があります。たくさんの方が訪れ、家族や仲間との楽しい時間を過ごしています。大竹市は産業の発展と自然環境の保全の調和を大切にしています。産業の発展と自然環境の調和はとても難しい問題があるのだと思います」とありました。先ほどから申し上げていますように、公共施設を取り巻く環境は厳しいものがありまして、利用者、地域性、行政や財政状況、社会環境、人口動態など、種々の要素を総合的に考慮しながら十分対応できるかどうか、立案能力と、そして結果責任が問われることでもあります。

先ほど私が紹介しました質問は、私たちに調和という大切さを示してくれました。ハードとソフトとの共生、財政再建と対応、地域性の解消、発想の転換、節度ある再編・整備など、今からは調和・バランスを重視した公共施設の再編・整備など、今後の行方が注目をされます。

私たちは市民の皆さんと市制60周年を迎えました。そして、これからの60年は厳しさも予想されていますが、この子供たち、おおたけっ子は幸せだと感じられる、大竹で生きていると感じられる大竹をみんなで作っていかれたらと、そういうふうに思います。そのために、この子供たちとともに頑張っていかななくては、心からそう思いました。以上で終わります。

○副議長（上野克己） 続いて14番、田中実穂議員。

[14番 田中実穂議員 登壇]

○14番（田中実穂） 公明党の田中実穂です。8月6日未明の大雨は、隣の岩国市、和木町、そして本市の沿岸部という、ごくごく狭い範囲のまさにゲリラ豪雨そのものでございました。立戸地区で午前4時から5時までの1時間降雨量は67ミリ、2時から5時までの総雨量は138.5ミリというものでした。岩国市装束町では土砂崩れで1名の方が犠牲になられ、和木町瀬田では多くの床上浸水の被害が出ました。本市においても土砂崩れによる住宅損壊が1戸、床上・床下浸水は74戸、土砂崩れは数十カ所に、避難勧告も40世帯90人に及びました。

また、その後の台風11号は大型で、これまでにない大規模な災害発生の予報が出されておりましたが、幸いにも進路が変わり、被害を生じることはございませんでした。しかし、それから10日後の20日未明、広島市安佐南区、安佐北区を襲った記録的な局地豪雨をもたらした大規模土砂災害は、昨日までに死者72名、不明者2名という大惨事となりました。私も被害が最も大きかった安佐南区八木地区に伺い、捜索や支援・救援活動の邪魔にならないように注意しながら視察をさせていただきました。土石流のすさまじさにただただ驚くばかりでした。改めて、8月6日の災害と合わせて亡くなられた方々の御冥福と、被災された多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、広島市の安佐南区や安佐北区の被害と比べますと本市の大雨の被害規模は小さかったものの、被災当事者にとっての思いは何ら変わるものではございません。午前中、山本議員からも質問がございましたが、私は本日、市民の声と私の思いから、以下の点について、本市の現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

最初に雨水排水についてですが、先ほども述べましたが、8月6日の未明2時から5時までの3時間降雨量が立戸観測点で138.5ミリ、小方観測点で141ミリという物すごいもの



でした。本町1丁目交差点付近で膝上まで冠水、多くの床上・床下浸水が発生しております。また、青木線の立戸2丁目郵便局付近でも同じく膝上まで冠水し、浸水家屋が多数発生しております。広島气象台から大竹市に50年に一度の大雨、十分な警戒をとの連絡が入ったことですから、今回はやむを得なかったのかもしれませんが。しかしそうはいつても、毎年のように大雨のたびに床上浸水や床下浸水が発生しているのも事実です。そのたびに昼夜を問わず心配をしながらの暮らしを余儀なくされているのが現状でございます。

今回床上浸水の被害に遭われた方が、二度とこういうことが起こらないように排水の整備をきちっとしてほしいと強い口調で言われておりました。本市の雨水排水の現状と今後の取り組みについて、まずお伺いをいたします。

次に、被災対応住宅の整備についてお伺いいたします。どこの市においても、火災や水害など不慮の災害に遭われた方のために数戸の住宅を用意されていると思います。本市においては何戸の住宅を確保されているのでしょうか。また、お風呂や冷暖房などは備わっているのでしょうか。通常市営住宅の入居と違って、火災や水害、そして今回みたいな土砂災害の場合、テレビ、冷蔵庫を初め家財道具のほとんどを失った方たちです。お風呂や冷暖房のない住宅ではなくて、大竹市はもっと温かみのある、ある程度の電化製品が整備された住宅を提供できるように強く要望いたしますが、お考えを聞かせてください。

次に、被災世帯のごみ収集についてお伺いいたします。土砂災害や床上浸水などでは、畳を初め家財道具など多くのごみが発生いたします。通常の場合はお金を払って処理をしていただくわけですが、今回の災害のような場合は清掃センターに持ち込めば無料で処理していただけると聞いておりました。しかし、被災当事者の家族は片づけなどで大変です。しかも持ち込みとなれば、どこかでトラックを調達しなければなりません。こうした災害の場合には市のほうで収集してあげることができないのでしょうか。今回、大災害となった広島市では、全ての収集は市が行うと報道されておりました。先ほどの被災対応住宅と同様、被災者側に立った温かみのある支援をと願うものですが、今回、市のとった対応と今後の考え方をお聞かせください。

4点目、砂防河川の整備と砂防ダムの現状についてお伺いいたします。市内には多くの砂防河川があり、砂防ダムがあります。私が思うに、どこの河川も草木が生い茂り、砂防ダムにも土砂が堆積しております。もし大雨が降ったら果たして役目を十分に果たせるのかと危惧しておりますが、本当に今のままで大丈夫なんでしょうか。この砂防河川や砂防ダムは県の管轄になると言われております。県側からの観察や計測は行われているのでしょうか。管理は市が受けているとも聞いたように思いますが、現状をお伺いいたします。

あわせて、急傾斜地区、急傾斜地危険区域の工事についてお伺いいたします。湯舟団地や立戸3丁目地区では工事が完成して、地区住民からも大変喜ばれ、安心されているようです。引き続き工事に着手されると思いますが、今後の計画はどのようになっているのでしょうか。いろいろと申し上げましたが、現状と取り組んでいるもの、また計画をしているものがあればお聞かせください。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○副議長（上野克己） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） これまで、このあたりでの大雨の警戒といえば、梅雨の長雨や台風など多少なりとも備えられるというイメージがございましたが、先日の大雨はまさに急激という感がありました。さまざまな視点からの御質問ありがとうございます。今回の状況につきましてはしっかりと検証し、新たな備えとしていきたいと考えております。ありがとうございます。

それでは、田中議員の大雨災害から見た問題点についての御質問にお答えいたします。まず1点目の急がれる雨水排水の整備についてでございます。大竹市の下水道雨水計画では、市域の沿岸部約825.4ヘクタールを対象として整備を行うこととしており、平成25年度末の整備面積は535.8ヘクタール、整備率は64.9%となっております。雨水ポンプ場につきましては小島雨水ポンプ場など5カ所が計画されており、その中で新町ポンプ場以外の4施設は既に整備が完了しているところでございます。

また、新町、本町、白石地区の汚水・雨水を排水する合流管の整備につきましても、ハローワーク付近の一部を残して完了しております。なお、排水管、各ポンプ場の排水能力につきましては、時間降雨強度49.7ミリメートルに対応できるよう計画し整備しているところでございますが、田中議員から御指摘の8月6日の白石・本町地区の冠水につきましては、1時間に67ミリメートルと計画降雨強度を大幅に超える大雨が降り、施設の排水能力を超えたために発生したものでございます。

また雨水排水整備計画につきましては、立戸2丁目地区は、都市計画道路玖波青木線の道路拡幅時にあわせて整備を計画しています。また黒川1丁目地区は、現在事業計画中の岩国大竹道路工事にあわせて、国道2号線の西側に雨水排水路を新設し、小方雨水排水ポンプ場から排水する計画です。

いずれも国土交通省広島国道事務所と協議を行っているところで、この地区の整備につきましては、岩国大竹道路の開通までには完了する予定でございます。

次に、2点目の被災対応住宅の整備についてでございます。これまで市営住宅においては、被災対応住宅として、ガスこんろや洗濯機等を備えた住宅を1戸確保しておりました。現在、8月6日の土砂災害で被災された世帯に緊急に提供しているところでございます。

今回、被災対応住宅を含めた公募の例外による住宅を確保するための補正予算を提案させていただいており、被災対応住宅2戸の整備を計画しております。なお、整備に当たっては、風呂、エアコン、カーテン等、日常生活に最低限必要なものについては設置していくこととしております。

続きまして、3点目の被災した世帯から発生した災害ごみへの対応についてでございます。災害ごみに対する取り扱いにつきましては、原則、被災者自身がごみステーション、またはリサイクルセンターに排出することとなっています。ただし、大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、天災その他特別な理由があると認めた場合には、災害ごみの収集等に係る手数料を減免することができる規定がございます。

先般の大雨災害に伴う災害ごみにつきましては、市域全体での災害ごみのおおむねの排出量の見込みから、原則、通常のごみ出しと同様にいたしました。ごみステーションに

排出できない粗大ごみを含め、被災者自身が災害ごみをリサイクルセンターに搬入する場合には、処理手数料の全額を減免する取り扱いを適用いたしました。指定ごみ袋を使用しなくても災害ごみを受け入れております。

また、床上浸水等、甚大な被害を受けた世帯につきましては、被災者自身がリサイクルセンターに搬入することが困難であることを考慮し、リサイクルセンター職員が被災者宅に出向き、個別に畳や大型の家具等の回収を行ったところでございます。

なお、今回の大雨災害に伴う災害ごみの回収状況等についてでございますが、8月末現在で、床上浸水等のために戸別回収を行った世帯が12世帯で、総回収量は約17トンとなっております。また、被災者自身がリサイクルセンターに搬入した件数は8件で、総回収量は約3トンとなっております。

その他の対応といたしましては、床上または床下浸水等の被害のあった世帯からの要請に応じて衛生害虫の駆除のための消毒を行っており、その際にも、災害ごみの排出に減免制度が適用される旨の案内を行っております。また、高齢者世帯で災害ごみの排出が困難であると判断した場合には、消毒実施時に災害ごみの回収を行うなどの対応に努めております。

次に、4点目の砂防河川の整備と砂防ダムの必要性についてでございます。市内には、土石流危険溪流として砂防指定されています砂防河川は約40溪流あり、これらの砂防河川には約50基の砂防堰堤が整備されています。

大竹市を含む広島県西部地域は、崩壊しやすい土壌であるまさ土と呼ばれる花崗岩地帯であり、過去から幾度も豪雨等による山腹崩壊や土石流等の土砂災害が発生しております。そのため、土砂災害から地域を守るための砂防堰堤整備等の対策に取り組んでいただいております。砂防事業には、広島県が主体となって施行する通常砂防事業と、国土交通省が施行する広島県西部山系直轄砂防事業がありますが、それぞれ保全対象家屋の集中度や重要交通網、災害時の避難所等の防災上の重要度を考慮し、順次、砂防事業に取り組んでいただいております。

現在、広島県においては立戸1丁目地区の谷郷川における砂防堰堤の新設、国土交通省においては白石1丁目地区及び小方2丁目等地区における砂防事業が、それぞれ計画・実施されているところでございます。

最後に、今回の大竹市や広島市などに被害をもたらした豪雨は、近年、全国で多発していますが、その発生を正確に予測することは困難であると言われております。

また、このたびの災害は夜間に発生しており、その対応の難しさも課題となりました。幸い大竹市では8月6日の豪雨による人的被害は出ておりません。これまで先人の方々が弥栄ダムなどの治水ダムの建設、護岸や砂防ダムの整備など、さまざまな治水対策をされてきたおかげであると、先人の皆様に感謝しております。

ただ、昨今の集中豪雨のような突発的な災害に対応するためには、まず市民の一人お一人が、日ごろから災害に対する心構えを持つことも大切なことだと感じております。

自分の住んでいる場所がどのような場所にあるのか、避難場所はどこなのかなど、改めて確認をしていただきたいと思います。既に自主防災組織の中には避難ルートの検

討などに取り組もうとされているところもあると伺っております。こうした自助や共助を進めて、被害を少なくしていく取り組みがますます重要となってまいりますので、市といたしましても、これまで以上に市民の皆様に対する啓発や自主防災組織の育成・支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、田中議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（上野克己） 14番、田中実穂議員。

○14番（田中実穂） 丁寧な前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

まず被災世帯のごみ収集についてですが、本当にありがとうございます。広島市のことを先ほど申し上げましたけども、逆に広島市が大竹市のこういう対応を見習ったのかなあという気が、先ほどの答弁を聞いて思っております。

それから、被災対応住宅の整備にしても補正予算等で準備をしているということでございまして、まことにありがたく思います。必ず被災された方が喜ばれていただけるものと思っております。

それから雨水排水の整備についても、整備率64.9%ということでございました。今後もしっかり進めていただきたいというふうに思います。

それで、今回この集中豪雨、ゲリラ豪雨で、市内の皆さん、いろんなところの現場に行きまして皆さんから話を聞きました。大竹の場合はやっぱり4時から5時とかいう、いわゆる夜明けにはまだちょっと早い時間でございますが、未明ということですが、今後いろんな問題が、先ほど市長さんがおっしゃいましたけども問題点がある程度明らかになってきたんではないかという気がします。

特に広島市の災害もそうですが、夜間での避難勧告とか避難指示のあり方、難しさというものがあろうかと思うんですが、これは結果的に見ないとわからない。広島市でも時間雨量70ミリというような予報が出たとかで、そのファクスを見落としたというのは別にして、そういった深夜、あるいは未明の避難勧告・避難指示というものが果たして的確なものなのかどうなのか。これはもう事後、後でないとその判断はわからない。もし3時、4時に避難勧告が出たとして、避難をされておったら、あの大規模な土砂災害であれば、さらに何倍もの被害が出たかもわかりませんし、そういう夜間での避難指示の避難勧告の難しさというものがあろうかと思うんですが、これについての考え方はそんなに変わらないと思うんですが、もしあれば聞かせてください。

それと、土砂災害の復旧の件なんですが、これは今市内でも土木関係の事業所が大変減りまして、この復旧には長時間を要するんじゃないかなというふうに思います。幸いにして大竹の幹線の土砂災害はなかったからいいんですが、三ツ石もいまだに片側通行になっていますし、そういった面ではこの土砂災害復旧への考え方、ひとつ問題ではないかなと思います。

それから国が、今回の広島土砂災害を受けて、砂防ダム建設に非常に力を入れていくという方向です。沢とか谷とか、いわゆるそういう下流に人家のある箇所などの危険度のあるところ、こういったものをリストアップというような、そういうものは現在されているのかどうか。

それからもう一つ、地域防災計画というものが、一昨年ですか、つくられたと思います。ただ今回というか昨年ですが、自助と公助をつなぐ共助部分を強化する対策として、地域でなしに地区、地区防災計画への取り組みというものが打ち出されておりますが、こういったものに対する取り組みは、もしされておればお聞かせ願いたいと思います。以上、よろしくをお願いします。

○副議長（上野克己） 危機管理監。

○総務課危機管理監（高津浩二） 失礼します。私のほうから、それでは、初めに夜間の避難勧告とかのあり方について、それと最後の地区の防災計画についてお答えをさせていただきたいと思います。

1点目の夜間の避難勧告とか避難指示とかのことでございます。先ほど山本議員さんの御質問のときも若干申し上げたんですが、やはり夜間の避難勧告というのは、今田中議員さんもおっしゃられましたように大変危険を伴うものでございます。避難というのはもちろん自分の命を守るということでございます。そのために通常の避難場所に避難するというだけではなくて、最近もよく言われます近隣の強固なビルに避難するとか、あと友人や親戚の家に避難するとか、あと時間がないときは自分のおうちの安全な2階とか、土砂災害から離れたところの部屋に逃げるとか、そういうことも避難行動の一つでございます。

そうした中で、夜間にそういう避難勧告をしても、やはり避難所への避難というのは大変危険なので、やっぱりそういういろんな避難パターンを考えておいていただくということが重要なんじゃないかと思えます。

最近よく全市一斉の避難勧告とかそういうこともよくされておりますけれども、あれはやはり屋外にいる人が屋内に避難してくださいとか、そういったこともありますので、全ての人が避難場所に避難するというではないということでございます。そういった点で、これからの夜間のそういう勧告につきましては、先ほどちょっと山本議員さんのときにもちょっとお答えしたんですが、あらかじめ夕方に大雨警報等の発令がされておれば、その後の雨量とか、そういった状況を气象台とかに確認しまして、夜間に例えば土砂災害警戒情報が出そうだということになった場合には、あらかじめ夕方、避難準備情報といったものを出して、皆さんに避難の準備をしていただくというようなこともマニュアル等に加えておく必要があるのかなというふうに考えておるところでございます。

それから、済みません、地域防災計画でございます。これはおっしゃられましたように昨年の災害対策法の改正で、市の防災計画とは別に地区の自主防災組織とか自治会の中で自分たちの防災計画を立てることができるということでございます。市内で自主防災組織は今33組織ございますが、今私のほうの把握しておる中では、そういう計画を立てられているというのは今のところは聞いてないんですけども、ただ、防災訓練とかそういったことをされる中で、1年間の活動計画とかそういったことの中でいろんな、もちろん連絡網をつくったりとか、あとどういう訓練をしようとか、そういう計画を立てられております。

もう1点、先ほど市長の答弁のほうにもあったんですが、ある地区では今回の浸水の状況を見て、実際避難所に行けなかったと、道路が浸水して避難所へ行けなかったのどういふふうにして行ったらいいんじゃないかと、もし避難勧告が出ても避難所へどういふ

うに行ったらいいんだろうかということで、改めて地域の自主防災組織の中で避難経路の確認を試みたいんだというふうにおっしゃられている自主防災組織の会長さんもいらっしやいましたので、我々も一緒に協議をさせてもらいながらそういったことも考えていけば、そういう地区の防災計画の中にそういったことも入れられるのかなと今感じておるところでございます。以上でございます。

○副議長（上野克己） 建設部長。

○建設部長（大和伸明） 先ほど申されました、広島市の災害をきっかけに国のほうから砂防事業につきまして、廿日市市、大竹市も含めて積極的に事業展開していくということがありましたので、これをきっかけに大竹市としましても国土交通省にどんどん働きかけて、積極的に砂防事業を進めていっていただくというふうに思っております。

それから危険箇所のリストアップということですが、土砂災害防止法によります砂防の危険区域が今年度の指定も含みまして194溪流ございます。こちらにつきましてもハード対策としての砂防事業を積極的に推進していくということをお思っております。以上です。

○副議長（上野克己） 14番、田中実穂議員。

○14番（田中実穂） ありがとうございます。それぞれいろいろと取り組んでいらっしやるということでございました。

この災害対策というのは、もうどれだけやってもこれで絶対大丈夫というものではないというふうに私は思います。自然の猛威というのは本当にはかり知れないものがあるというふうに思います。

ただ、先日、広島県の教訓、地域の特性を知り日ごろの備え万全にという、そういう記事が載っておりました。その中に、先ほどの答弁にもあったように、日ごろからの準備とかふだんの心構えが大切だと。今、自分が住んでいる地域はどのような地質・地勢であるのか。一人一人が互いに自分たちの地域の特性を知り、どう対応したらいいかをわかっていること。そのためには日ごろからの近所のつながりが大事と思うと。自助・公助・共助と言うが、もう一つ、近所ならぬ近助、いわゆる近い助けがあつていいと述べておられました。

日本一土砂災害の危険の高い広島県と言われましたが、私は災害の少ない町、大竹市だと思っております。最後に、防災・減災を目指して、市民の安心・安全に向けて市長さんの決意をお聞かせいただけたらと思います。

○副議長（上野克己） 市長。

○市長（入山欣郎） ありがとうございます。8月6日の日は多くの議員の皆さん方が町に出させていただいて、地域の皆さん方のお困りの様子を逐一報告をしてくださいました。大変ありがたく思っております。また当日、私自身、早朝より役所で対応させていただいた中で、避難勧告の出し方の難しさ、それから避難したいんだけどという電話をいただいたときに、市のほうでまだ避難場所が早朝、夜中でございますので、あけるための対応がとれない、しばらく待ってくださいという対応になるのか、とにかく逃げてくださいという対応になるか、非常に悩んだ難しい問題を抱えました。

それから、さらに避難勧告を解除する難しさ、これも直面をいたしました。そういう中

で、これから先の大竹市の災害に対する対応につきましては、今回の事例をしっかりと検討させていただいて、現実に対応できるようなことをちゃんとやっていくというようなことを進めてまいりたいというふうに思います。

今、直後で、担当部署はそれぞれ緊急ないろんなことで煩雑に動いておりますが、一応一段落をいたしましたら大竹中の過去の歴史も振り返ってみて、それでこういう場所は危ないんだということを再点検をする中で、長期にわたっていろんな施設面での対応のやり方、それから市民の皆さんとともにお互いが自分自身の身は自分で守るということの啓発活動、そういうことについても取り組んでまいりたいというふうに思います。

自分が民間に勤めて仕事をしていたときには、1カ月に1回は作業員全員に、今、万一何かが起こったときどういう対応をするのかと、それをまず考えて仕事にかかってくれということを朝の朝礼でいつも決めておりましたが、そういうことを市民の皆さん方とともに考えていくような仕組みをつくり上げていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○14番（田中実穂） 終わります。

○副議長（上野克己） 続きまして、5番、藤井 馨議員。

〔5番 藤井 馨議員 登壇〕

○5番（藤井 馨） 5番、市民の味方の藤井でございます。

先ほどから諸先輩の方々からいろいろ土砂災害のことについてお話がございました。8月20日の未明に広島市安佐南区と安佐北区を襲った局地的な豪雨は、土砂崩れを引き起こし、多くの方々の人命を奪いました。一瞬のうちに命と財産を失いました。日本は国土の70%が山であり、平野部が少ない国だと言われております。人口がふえ、核家族が進み、利便性を求め、人々は都市の中心部に近いところに住居を求めました。その結果、昔山だったところが住宅地になり、海であったところに工場や住宅が建ちました。このようなところは日本全国至るところにたくさんあるでしょう。

本市においても8月6日の早朝に集中豪雨に見舞われ、災害対策本部が設置され、多くの方が活躍されたのは記憶に新しいところです。幸いに人命災害はなかったものの、浸水、冠水、土砂崩れが発生いたしました。私も微力ながら、午前5時前ごろの秋葉川のスクリーン付近の状況や第一分団の屯所前の道路を撮影し、水があふれて道路が川のように流れる状況を報告いたしました。今後の雨水対策の参考にしていただきたいと思います。

豪雨災害につきましては後ほど関連質問に用いたいと考えています。今回の広島市における大災害の一日も早い復興を願いながら、一般質問に入ります。

市営アパートの管理についてお尋ねいたしたいと思います。大竹市市営住宅設置及び管理条例施行規則に、快適で魅力ある地域社会の形成、良好な居住環境の確保及び敷地の安全等、その他もろもろのことがうたわれております。例えば敷地の安全に関しては、「敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な処置を講ずる」とあります。現在ある市営住宅のどこかがそうであると、そういうことではなく、市民の方に快適で安心・安全な市営住宅に住んでいただきたいという理念がうたわれているのではなから

うかと私は解釈しております。

これらを考えながら、質問をさせていただきたいと思います。平成25年度から5カ年計画で、市営住宅の管理が株式会社第一ビルサービスに委託されました。大竹市の市営住宅整備計画では、老朽化した平家住宅を順次解体し、アパートへ転居していただくというのが基本になっていると考えております。本年2月18日付で平家住宅に住んでいる方に対して、住宅移転についてのお願いと題して、木造住宅から市営アパートなどへの転居の案内がなされています。文面には、耐用年限を経過し、老朽化により主要構造物が機能しないことがあり、引き続き管理することが不相当である住宅と記載されております。確かに木造住宅はかなり老朽化しており、順次アパートに転居していただくことが安全であると私も考えております。

そこで質問ですが、今住んでいる平家住宅の傷みが大きくて使い勝手が悪い、アパートに移りたいと思ったらどういうふうな手続を踏んだらよろしいのでしょうか。次に、木造住宅は基本的にアパートに転居していただくということですが、仮に木造住宅以外の市営住宅で修繕依頼があったときは、管理会社の方はどのような対応をされていますか。連絡を受けて、現場の状況確認を行っていますか。また、住宅等管理業務仕様書の中に建物巡視点検、これは月に1回というふうなうたっておりますが、建物の安全性を確保するため、建物巡視点検表に基づく建物巡視点検を行う、これは確実に実行されているのでしょうか。そして、これはどのような点検をするのでしょうか。

3番目ですが、管理会社である株式会社第一ビルサービスとの契約は5年で、合計2億2,250万円が上限額となっています。年度によって若干変動があるかもしれませんが、年間予算4,450万円となっています。この中に修繕費用基準額として1,800万円を含んでいると管理に関する包括協定書に記載されています。そこで、株式会社第一ビルサービス大竹営業所の常駐者は何名おられるのでしょうか。修繕についてですが、入居者が入れかわるときに建物によって差があるでしょうけれども、基本的にどこどどの部分をやりかえるのでしょうか。例えば畳やふすま等幾つかあると思いますが、アバウトで結構ですので、1件当たりおよそ幾らぐらいの費用がかかるのでしょうか。

4番目に、株式会社第一ビルサービスが管理を行うようになり、一般公募の回数がふえて年に3回になったことは入居希望者には朗報です。一般入居者募集と公募の例外入居との違いを教えてくださいたいと思います。

5番目に、私が確認したわけではありませんが、アパートの空き部屋が結構あると聞いています。どれぐらいあるのか教えてください。目的があってあけてあるのか、それとも入居希望者が少なく空き部屋になっているのか、教えてくださいたいと思います。現在、入居希望者は何名ぐらいおられるのでしょうか。私も時々知人から市営住宅のことを相談されることがあり、今回一般質問させていただきました。

以上、壇上での質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（上野克己） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 住宅に困窮されている方々の安心のために整備されました市営住宅に



ついでに御質問をいただきました。ありがとうございます。

昨年度から指定管理者制度を導入しておりますので、御質問の内容によっては報告的な回答になっているところもございますので、御了解いただきたいと思います。

それでは、藤井議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の平家住宅からアパートへの移転についてです。市営の平家住宅につきましては、昭和20年代後半から昭和40年代前半にかけて整備されたものであり、老朽化が著しく進んでいます。また耐震性もないことから、ことし2月に対象となる平家住宅の入居者の方に対しまして、市営アパートへの転居案内を送付させていただきました。

案内の送付から現在までに12件の方から希望が出ており、そのうち3件については移転が完了しています。

アパートへの移転の申し込みは第一ビルサービス大竹営業所の窓口で行っており、順次手続を進めているところでございます。

次に、修繕の対応及び建物巡視点検についてでございます。市営住宅の修繕依頼は、通常業務時には第一ビルサービス大竹営業所で、休日・夜間につきましては第一ビルサービス本社のヘルプデスクが電話で受け付けています。受け付け時には状況を聞き取り、簡易なものは現地確認と同時に修繕を行い、専門性の高い場合には、業者を手配して修繕し、迅速な対応をしていると伺っています。

また、建物巡視点検につきましては、生活安全上の問題の有無や建物の安全性の確保を目的として月1回実施しており、毎月、都市計画課が結果報告を受けています。

次に、入居時の修繕に関する御質問についてお答えいたします。

まず、第一ビルサービス大竹営業所は、常駐職員4人体制で業務に当たっています。

新規入居に際しての修繕は、建物の老朽度や前入居者の使用状況によって内容が大きく異なりますが、新しく入居される方が快適に生活できるよう、必要な範囲内で修繕を行っています。主な内容は、水回り、壁紙の張りかえ、換気扇やブレーカー等の電気設備の修繕などとなります。

費用は修繕内容により異なりますが、平均いたしますと、1件当たり50万円から60万円ほど必要となります。

次に、一般募集と公募の例外となる場合との違いについてですが、市営住宅の入居につきましては、大竹市営住宅設置及び管理条例第4条の規定により、原則として公募により行うこととなっています。

ただし、同条例第5条に公募の例外について規定しており、市営の木造平屋住宅のような不良住宅の撤去による場合や、災害によって住宅が滅失した場合などには、公募を行わなくても入居できることとなっています。

平屋住宅の入居者の皆様に、市営アパートへの移転について御案内をさせていただいたのも、この規定に基づくものでございます。修繕の済んだ部屋から順次、入居していただくこととなりますので、お時間をいただくこともあろうかと思いますが、希望される場合には公募の手続を経ることなく優先的にアパートへ移転していただけます。

最後に、市営アパートの募集及び空き部屋の状況についてですが、今年6月の募集では、

3戸の募集に対して19件の申し込みがありました。

また、現在のアパートの空き部屋は65戸で、単身の入居者がお亡くなりになられたり、施設へ入所されたりするケースもあり、退去者が増加しています。

したがいまして、アパートの空き部屋は多くあるわけですが、先ほども申し上げましたように、新規入居のための修繕には相当の費用と時間が必要で、全ての空き部屋を入居可能な状態にすることは難しい状況でございます。

今後とも、指定管理者と連携し、市営住宅の適切な管理・運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、藤井議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（上野克己） 5番、藤井 馨議員。

○5番（藤井 馨） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。大体のことが私には理解できました。巡視点検につきましても月に1回行って、本庁の部署のほうに報告してあるというふうな御答弁でございました。巡視点検の中で、その中に樹木の伐採、除草を行うというのが市営住宅除草作業等作業仕様書ですか、こういうものがありまして、敷地内の樹木が伸びている場合はそれを手入れするというものがうたわれてあります。それで、住居の入居者とか周辺の自治組織等から要望があった場合には、状況によって随時実施するということが記載されております。これは現状はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

私の考えでは、市営住宅の地区は市内の20カ所に分散しており、除草等の面積も相当な量になるかと思いますが、これらをこの仕様書どおりに行うには大変な作業量になるかというふうに考えますが、実際の状況はどんなでしょうか。

また1戸当たりの修繕費をお聞きしたところ、50万円から60万円かかるということでございましたので、1,800万円の修繕費用の中から修繕を行って、残りで除草作業の予算に充てるというふうなことになるかと思えますので、ここらあたりを実際の状況をお教え願いたいと思います。

安全面で言えば、先ほども檀上で申し上げましたとおり、8月6日の早朝に集中豪雨があり、災害対策本部が設けられました。市長の指揮のもとに多くの職員が活躍し、被害を最小限におさめたということは大変私は喜ばしいことであったというふうに考えております。市営住宅の管理に関する包括協定書の15条に、管理者はあらかじめ自然災害及び事故等の緊急事態発生に備え、従業員を非常招集できる体制を確立し、届け出るようになっております。本市において、この前のように災害対策本部が設置されたときは、速やかに従業員を所定の場所に配備できるよう準備を整えておかなければならないというふうなうたわれております。8月6日の対策本部が設置されたとき、管理者の体制はどうであったのか。また、特に白石地区の木造平屋建て住宅の裏山の崖が崩れたり、道路の冠水などで住民は大変な思いをされたと思いますが、管理者の方々はマニュアルどおりに行動ができたのか。また担当部署との管理者との連絡はちゃんと行われていたのか。ここらあたりをお聞きしたいと思います。お願いします。

○副議長（上野克己） 建設部長。

○建設部長（大和伸明） まず、市営住宅敷地内の除草についてでございますけれども、基本的には入居者からの要望により実施しているのが実態でございます。その他自治会やアパートの自治組織で対応していただいている場合もございます。除草の面積でございますけれども、主にアスファルト舗装とかいものを除きまして、実際やるような面積は大体1万8,000平米程度となろうと思っております。実際今年度やりましたものにつきましては、平屋住宅跡地の敷地とか、あと住宅ののり面につきまして全部で5カ所、面積にしまして3,830平米程度をやっております。また、毎年のように要望がある同じ箇所につきましては、除草ではなく防草シートというシートを敷きまして、もう草が生えないような処置もしております。予算につきましてですけれども、除草作業の費用は、修繕費とは別に維持管理費というものがございまして、こちらが大体300万円程度、毎年用意してございます。そのうち除草については約50万円くらいを費やして、作業しておる次第でございます。

あと、災害時の非常体制についてでございますけれども、一応平成25年4月1日の指定管理開始時に非常招集体制の届け出というものを提出していただいております。それに基づきまして、8月6日の大雨災害時におきましては、大竹市災害対策本部の設置連絡を受けまして緊急対応体制をとっております。災害対策本部と連携をとりつつ情報収集に努めております。夜明けから市営住宅各施設を巡視しまして、状況報告と被害への対応を実施したと聞いております。特に被害の大きかった平原住宅におきましては、市の担当職員と指定管理者とで一緒になって現地確認を行い、応急対応や今後の対策について協議した次第でございます。以上です。

○副議長（上野克己） 5番、藤井 馨議員。

○5番（藤井 馨） ありがとうございます。アパートの一般募集が本年6月の募集は3戸だったと思えますね。それで、応募者数が19名ですかね、先ほど市長からお答えいただいたのが19名ですかね、かなりの競争率だというふうに思えます。アパートはあけておいたら一銭にもならんわけでありまして、なるべく緊急事態のときに備えるために何戸かは空き部屋が必要だろうというふうには考えますが、一般公募で入居したい人はたくさんいるが抽せんできなかな入れないと。また、片や木造住宅から入ってくださいという願いをしても、いろいろな個人的な生活の状況があらうかと思えます。それで、なかなか埋まってこないということで空き部屋が発生しているのではないかというふうに考えております。しかしこれをぎりぎりのところまでやって、なるべく空き家がなくて市営住宅からの収入、家賃収入、こういったものをバランスをとっていただきたいと思えますが、ここらあたりをもう一度お聞かせいただきたいと思えます。お願いいたします。

○副議長（上野克己） 建設部長。

○建設部長（大和伸明） 空き部屋と入居者数のバランスですけれども、一応先ほど市長が申し上げましたように、現在の市営アパートの空き部屋が約65室ございます。ただ、最近特に退去者が生じた際に空き部屋が発生しております。退去者の発生したときの空き部屋と入居者とのバランスがイコールとなるのが理想と考えておりますけれども、昨今、高齢化などによりまして、退去者がかなりここ数年上回っております。特に平成25年度には53件退去されております。ただ、うちの毎年入居する予定の件数が20件と想定しております。

つまり、入る人と出る人のバランスがかなり崩れてきておるといことがございまして、そういった意味でも需要がかなりあるということから、今回補正対応させていただいて、空き部屋の補修をすると、積極的にしていくということを考えております。ということで、答弁は以上でございます。

○副議長（上野克己） 5番、藤井 馨議員。

○5番（藤井 馨） なるべくバランスをとって収入のほうも確保していただければ、財政的にも楽になるのではないかとこのように考えます。市営住宅の良好な居住環境の確保を目指して、居住されている方々の安心・安全の暮らしをバックアップしていただきたいと考えます。そして市営住宅の整備計画には、岩国大竹道路事業に伴う御園の2号、3号アパートの移転の問題などもあり、御園6号アパートの建設に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（上野克己） 続いて、9番、山崎年一議員。

〔9番 山崎年一議員 登壇〕

○9番（山崎年一） 私は、風の山崎でございます。

昨日発表されました第2次安倍改造内閣は、総理によりますと実行実現内閣と命名されたようであります。消費税の増税や原発再稼働、震災や原発事故の復興、少子高齢化やデフレ脱却、閣議決定による集団的自衛権など、問題が山積しております。実行実現内閣と言われましても消費税の増税、原発再稼働、集団的自衛権、特定秘密保護法など、本当にこのことが国民のためになるのかということについては、非常に疑問の多い実行実現内閣かなと思っております。

第2次安倍内閣が対話と合意を重んじる政権運営を実行していただくことを求めながら、質問に入らせていただきます。

なお、1項目めの2番目にあります市長の記者会見による市民サービスと公共施設の再編については、先輩議員と質問が重複しておりますので、割愛させていただきます。

8月13日、内閣府は、4月から6月の国内総生産の実質成長率が前の3カ月と比べて東日本大震災以来のマイナスを記録し、個人消費は20年来の大幅な落ち込みとなったことや、消費税増税後の個人の消費が低迷していることを発表いたしました。安倍総理は、7月から9月期の動向を見た上で、ことし12月末までに再度の消費税増税の是非を最終的に判断する。政府としては冷静な経済分析を行いながら、しっかりと成長軌道に戻せるよう万全を期したいとされております。

しかしながらマスコミ各社の報道は、消費の持ち直しの動きは鈍く、景気が再度の増税を乗り越える力強さがあるか、景気が回復するかは見通せない。経済の再生と財政の健全化が両立できるのか。日本経済は正念場を迎えていると疑念を表明しております。

また、各種の世論調査でも、消費税増税の反対の声は圧倒的多数となっております。8月に行われた時事通信の世論調査では、来年10月に予定されている消費税の再値上げに反対と答えた人が74.8%、賛成が22.6%となっております。このような数値は他のマスコミでも同様の数値が示されています。増税反対は日経の8月25日付で63%、読売の8月4日付で66%となっております。給料が上がっても物価の上昇に追いつかない、そんな家庭のやり

くりが透けて見えると各社ともGDPの大幅な落ち込みを深刻に受けとめております。

前回の消費税増税時と比べて賃金は下落し、雇用は非正規の拡大、長年の賃下げが国民の暮らしを切り詰めているところへ今回の消費税増税でありました。可処分所得が減る中で物価が上がり、国民は消費を切り詰めざるを得ません。国民生活は一層厳しさを実感しているのです。

折しも一昨日、9月2日ですが、7月の毎月勤労統計調査が発表されました。結果速報では実質賃金指数は13カ月続けて減少したことから、消費税の増税による物価上昇と給料の差がさらに大きくなったことで、アベノミクスへの批判は一段と高まりそうです。

さて、このような背景のもとで、大竹市においては、6月15日、市長選挙が行われました。入山市長は見事3選され、入山市政の3期目がスタートをいたしました。市長選挙を振り返りながら、少し質問をしてみたいと思います。

市長選挙においては、7,814票獲得されました。相手候補者に3,235票という大差をつけられましたが、残念なことに投票率が、大竹市制始めて以来の低投票率54.18%でありました。前回市長選挙の投票率は63.56%でありますから、実に9.38%も下落したことになります。低投票率の原因についてどのようにお考えになられていらっしゃいますか、問います。

今回の選挙戦では、市民やマスコミから、市政の運営について民主的な市政の執行とともに議会や市民への丁寧な説明、情報の公開を求める声がたくさんありました。このような声にどのように応えられようとしておられるのかを問います。

次に、入山市長は初当選された平成18年から特例条例による減額処置を実施されていましたが、平成19年4月からは市長12%、副市長8%、教育長については7%の減額に改め、3選を果たされましたことし6月まで一貫して減額を実施されてこられました。従来の特例条例改正では、その期限を平成26年6月30日までとされておりました。今回、本年10月から市長のみ5%の減額を提案されています。そこで、なぜこのような判断をなされたのかを問います。

次に、集団的自衛権について、市長のお考えを問います。私たちのまち大竹市は、昭和61年3月24日に、「平和で豊かな社会の実現は全世界の人々の願いである。しかるに世界の情勢は核軍備の拡大が続き、核戦争の危機をますます深め、世界平和と人類の生存に深刻な脅威をもたらしている。我が大竹市議会は、日本国憲法の平和主義の原則に基づき、改めて非核三原則が完全に実施されることを願うとともに、あらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮を全世界に強く訴え、恒久平和を希求し、ここに大竹市を非核平和都市と宣言する。」と非核平和都市宣言を行い、現在まで日本国憲法の平和主義をたたえ、恒久平和を希求し続けてまいりました。

ところで、平成24年12月に発足しました第2次安倍内閣は、憲法改正の要件、憲法96条を緩和しようと画策をいたしました。国民の強い反対を受けたため断念し、集団的自衛権の行使容認のため内閣法制局長官を更迭し、国会での十分な議論もなく、7月1日、国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についてという閣議決定を行いました。安倍総理の私的懇談会の報告を受けての与党協議による性急な議論の

進め方は、憲法9条の目指す集団的自衛権を認めないという日本の安全保障政策の大転換とともに、国民世論が大きく二分をいたしました。

後ほど見てまいります。閣議決定された7月1日以降の世論調査では、報道12社が延べ15回にわたって調査した結果、半数以上が集団的自衛権の行使容認に反対か評価しないという結果が示されています。なお、賛成、評価するは30%強とあります。

また、閣議決定された翌日の7月2日から3日にかけての日本全国の地方紙の社説や論説の見出しでは、43紙中40紙が集団的自衛権の行使容認に反対を掲げています。我が中国新聞はちなみに、平和主義を踏みにじると書かれておりました。全国紙では朝日、毎日が反対、日経、読売、産経が賛成でした。このことは、従来憲法上行使できないとされてきた集団的自衛権の行使を、憲法9条の改正のための国民投票も行わないで、一政府の解釈改憲によって進めようとしていることに国民が敏感に反応していることのあらわれです。

集団的自衛権の行使は、従来の政府の見解ですが、国際法上は我が国も有しているが、直接我が国が攻撃されていないにもかかわらず武力が行使できるというもので、自衛権行使の3要件が満たされていない。したがって、集団的自衛権の行使はできないという解釈でありました。

憲法9条に関するこれまでの歴代政府の解釈は、主権国家としての自衛権は存在する。自国防衛の必要最小限の自衛隊は憲法に違反しない。日本国憲法が求める自衛権は、1、我が国への急迫不正の侵略があること。2、これを阻止する適当な手段がないこと。3、必要最小限の行使であること。など自衛権行使の3要件を満たしていることとされてきました。集団的自衛権の行使について、憲法上許されないとしていたものを180度転換した閣議決定以後、2カ月が経過いたしました。いまだに新聞紙上では連日のように集団的自衛権の行使容認に反対する報道や国民の投稿が続いています。

8月2日の北海道新聞では、政治や社会経済について道民世論調査をした結果、集団的自衛権の行使容認について閣議決定をしたことで、日本が戦争に巻き込まれる不安を感じるかと尋ねたところ、82%の人が不安を感じると答えています。海外での武力行使を可能にするため、内閣と国会が長年続けてきた憲法9条の解釈を変える閣議決定を認めることは、米軍基地に隣接している大竹市として市民の安心・安全がますます脅かされると思いますが、入山市長の見解を伺います。

憲法の解釈がその時々によって変えられることになれば、日本国憲法の存在は全く意味をなしません。我が国は憲法を最高最上の法規として国政が行われ、そのもとで各種の法の整備がなされ、社会の取り決めとして守られてきました。平和憲法のもとで69年間の長きにわたり戦争がなかったことを大切にかみしめる必要があります。大竹市は極東最大の米軍基地に隣接しており、集団的自衛権の行使は市民を危険な状況に引きずり込む可能性があります。米軍基地のある沖縄県では、沖縄タイムスが県内の41首長に集団的自衛権の行使について問うたところ、基地が標的になると18の首長が反対の意思を表明、賛成は1首長であったと報じています。米軍基地に隣接している本市においても、集団的自衛権の行使は同様の危険があります。政府の閣議決定を進める今回のやり方について、抗議と撤回の意思を表明されるべきと考えますが、入山市長のお考えを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。どうぞよろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○副議長（上野克己） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 私は、1年に9回開催いたします地区懇談会の際の自己紹介で、いつも市長を担当しております入山でございますというふうに言わせていただいております。市民の皆様のために働かせていただいている、行政という機関の一つの役割を、市長を担当させていただいているという気持ちで市政に当たらせていただいております。行政の正義を守り、常に真実を追究し、公正・公平に徹し、市民の皆様のためになるかどうかということを常々確認しながら、事に励んでまいりました。市民の皆様が幸せを感じながら充実した人生を過ごしていただきたい。先人への感謝とそれを受け継いだ私たちが、さらに大竹をよいまちにして次の世代に続いていきたいという思いが私の思い、政治姿勢でございます。

それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の政治姿勢について問うの御質問につきましては、先ほど述べさせていただきました。

そして、まず市長選挙の投票率の低下についてでございます。平成26年6月の市長選挙の投票率が前回よりも下がっていることにつきましては、非常に残念に思っております。我がまちの方向性を決めることは、市民の皆様御自身の生活につながることであり、みずからの御意思を選挙を通じてしっかりとお示ししていただけるように、大竹市全体で意識を高めていく必要があると考えております。

次に、議会や市民への丁寧な説明が求められるが、どのように対応するのかとの御質問についてでございます。

多くの市民の皆様へ、市の方向性や業務内容をお知らせする手段は、主には市広報やホームページになろうかと思っております。これに加えて、新しい制度ができたときなどには、特にその問題と関係のある皆様にお知らせしたいと考え、地域で説明会を開催したり、個別にチラシを配布することもあります。また市民の皆様のご代表であります議会に対しまして、議案を審議していただく前に協議会の開催をお願いするなどして、丁寧な説明を心がけているところでございます。

また、大竹市自治会連合会主催の地区懇談会でも、政策の方向性等について説明させてもらっています。同じ話をさせていただきながらも、人それぞれに受けとめ方や感じ方はさまざま、説明することの難しさは感じていますが、一人でも多くの市民の皆様へ正確にお伝えできる方法については、今後も考え続けてまいりたいというふうに思います。

次に、市長の給与削減措置についてでございます。

これまでも市長以下、給与の減額措置を実施してまいりましたが、依然、本市の財政状況は予断を許さない状況でございます。また、これまでと同じ仕組みのままでは難しいことは、先ほど申し上げましたとおりでございます。

したがって、引き続き、より一層の行財政改革に取り組む必要がございますので、まず自分自身が先頭に立ち、その決意を示すために、市長の給料月額について5%の減額

措置を行うものでございます。

続きまして、2点目の憲法解釈変更での集団的自衛権の行使容認について問うの御質問にお答えします。

現在、国家レベルで議論されている集団的自衛権の行使に関する問題は、日本の国防と安全保障に関する重大なテーマと認識しています。この問題につきましては、これから国会で議論がされるものと思っておりますが、国際情勢が刻々と変化していく中、国民全体が日本のこれからのあり方を考えていくことが必要な時代になってきたと感じています。

憲法の解釈や集団的自衛権の行使につきましてはさまざまな意見があることは承知しております。市民誰もが、日本が再び戦争の惨禍にさらされることのない平和な国であり続けることを願っているのは疑いのないことですので、国の安全について今後さらに国民的な議論が十分に尽くされるべきであると考えています。

岩国基地に隣接する本市としても、これまでどおり平和と安全な地域社会の実現を国に要請してまいりたいと考えています。

以上で、山崎議員の御質問に対する答弁を終わります。

○副議長（上野克己） 9番、山崎年一議員。

○9番（山崎年一） ただいま市長の政治姿勢についての御質問、御答弁をいただきました。私、今回の市長選挙を通じまして感じ取ったことの御質問に沿った御答弁をいただけなかった。市長さんがおっしゃるように、人それぞれ感じる事が違うんだということであったようではありますが、しかし今回の選挙戦を通じて感じたことは、私だけのみならず市民の皆さんも候補者自身も当然に感じたことだったと思うんであります。それは、本当に情けない選挙戦である。誹謗と中傷に明け暮れる選挙戦であったと、私は感じておる。だから市民が投票に行くことを控えた私はこういうふう感じたんであります。人それぞれに感じ方が違うということは確かにあるかもしれませんが、しかし市民の大半がそう思ったからこそ54.数%の低投票率になったということの中で、私は市長さんもそういうふう感じられたんじゃないかと思って伺いました。

そういった意味において、市長さんは今回の選挙戦、いい選挙であった、市民の皆さんに堂々と政策を訴えて、恥じる事のない選挙であったと感じていらっしゃるのかどうかを伺いたかったんであります。そのところほどのように感じてらっしゃるんでしょうか。お願いします。

○副議長（上野克己） 市長。

○市長（入山欣郎） 私自身はこれからの大竹をどうしていくか、私の考え、主張を市民の皆さんに一生懸命伝えてまいりました。ただそれだけでございます。

○副議長（上野克己） 9番、山崎年一議員。

○9番（山崎年一） なかなか意思が疎通できないようでありました。これから入山市長の3期目、成熟期の段階になろうかと思うんであります。実はたくさんのこれから大型の公共事業が積み残されておると思うんであります。小方小・中学校の跡地の開発、JR東口、晴海臨海公園、玖波駅西口、玖波小学校、といった中で小方小・中学校の跡地については住宅地にするというような発言があったということ、市長選挙の地区の演説会であ



ったというようなお話を伺いました。小方小・中学校の跡地については、現在議会でもまちづくり対策特別委員会で取り組まれて協議が進んでおるんだと思うんでありますが、そういう市長の御発言があったとするならば、どういう思いがあるのかということについてお伺いをしたいと思います。これはもちろん市民の方から私が聞いたわけで、こういうお話がありまして、住宅地にしたいんだという話があったということだったものですから、それはぜひ市長さんのお考えをそういうことであるんなら、ぜひ御披露いただけたらと思って、ここで伺います。よろしくをお願いします。

○副議長（上野克己） 市長。

○市長（入山欣郎） 私の記憶の中で、そういう発言をした思いはございません。今から皆さんと一緒に考えていくということでございますので、そう御理解いただきたいと思えます。

○副議長（上野克己） 9番、山崎年一議員。

○9番（山崎年一） ありがとうございます。それでは、先ほどの報酬カットについて、お伺いをいたします。市長ら特別職の報酬カットであります。この件につきましては最初にカットを提案されたのは平成10年の12月議会であります。当時の豊田伊久雄市長が平成11年分の給与について、市長、助役、収入役、教育長の給料月額を平均で5.04%を削減するという提案があったのが最初であったと思えます。その後、引き続き1年後の12月議会では平均で6.06%を削減、またその1年後には平均で7.05%の削減とされております。平成14年12月には中川 洋市長に引き継がれまして、平成15年12月に中川市長が市長10%、助役8%、教育長7%に減額をされました。

平成17年3月議会では提案理由を一部変更されまして、その内容は、長引く景気の低迷などにより本市の財政状況は一段と厳しさを増し、かつてない苦しい財政運営を強いられています。こうした状況の中、少子高齢化による社会情勢の変化に伴う新たな行政課題や市民の多様なニーズに対応するためと提案内容が一部変更されましたが、提案の趣旨としてはこんなところであります。これ以上の提案理由というのは当初の提案理由とほぼ変更はありません。

その後、平成18年3月議会ですべての職員の給与を削減する案が提出され、平成19年3月議会より入山市長が、本市の現在の厳しい財政状況を勘案しますと、より一層の行財政改革の推進とともに各方面への応分の負担をお願いせざるを得ない状況に鑑み、市政を執行する者としてこの苦しみを共有し、さらなる行財政改革に取り組む姿勢を示すためということで平成19年4月からも引き続き減額する。市長が12%、副市長が8%、教育長7%と提案をされました。平成22年6月には再選された入山市長が引き続きことし6月まで継続されてきました。

この減額措置を今回市長のみ5%にされるということではありますが、提案理由にありました本市の依然として厳しい財政状況が改善されたという判断でしょうか。また、より一層の行財政改革の推進とともに、各方面にも応分の負担をお願いしている状況に鑑み、市政を執行する者としてこの苦しみを共有し、と提案されています。各方面に応分の負担をお願いとは、都市計画税やごみの有料化、あるいは市民サービスの削減など、いろいろな保険料や行政サービスなどを指しておられるんだと思えますが、市民の負担はこれからも

続くわけであります。税の導入が済んだから自分たちの報酬カットをやめるというふうに、市民の側からはとられるのではないかという私は心配をするわけでありますが、このことについてどのように説明をされますか。市政を執行する者としてこの苦しみを共有し、と説明されていますから、苦しみを共有するというはお互いに負担を分け合うということであると思うわけですが、ぜひこのことについて市民にも理解できるように説明をしていただけたらと思うんでありますが、よろしくをお願いします。

○副議長（上野克己） 市長。

○市長（入山欣郎） 給与のことにつきましては、特別職報酬等審議会を経て審議をいただいて決定したことでございます。このことについては議論したくないということで、そと提出して議題にもならないようなことを実は職員にもお願いしたわけでございますが、こういう形でしか発表ができないということでございます。これは自分のただただ意思でございます。広島県の中で広島市の市長さんが5%、尾道市の市長さんが8%、普通に下げたところはこの2市だけでございます。その中で特別に半分に下げられたまちもございしますが、そういうふうに市長職を競りにかけたくない、ただただ議論はしたくないということでございますので、どうか御理解いただきたいと思っております。

○副議長（上野克己） 9番、山崎年一議員。

○9番（山崎年一） 議論をしたくないと言われると私も発言しにくいんでありますが、実はいつもは市長さん、先人の蓄積を大切にするとされています。そういった市長でありますから、私はこの減額措置も大切に引き継いでいただきたい。先ほど説明いたしましたように、この減額は平成11年から豊田市長、中川市長、そして入山市長へと15年間にわたり引き継がれてきたものであります。このことは市民の皆さんも十分御存じで、市長がみずからの報酬をカットして財政再建に努力しているんだから、我々市民もさまざまな負担を耐えながら協力していかなきゃならんと、市民としての責務を守ってきたと私は思っております。

財政の起債の償還が進んでいるといいましても、平成24年度末で409億にも及ぶ起債があります。平成18年、入山市長さんがなられたときには、起債は入山市政にとって、それ以降大きく削減されたことは事実であります。しかし一方で人口も減少し続けております。平成18年の人口と起債の関係では市民1人当たりの起債は156万円でしたが、平成25年4月の起債と人口の関係で申しますと市民1人当たり144万円である。入山市長の8年間で市民1人当たり12万円減少し、改善されたこととなります。しかしながら財政再建は道半ばという認識は、私のみならず皆さんも共通する見方だろうと思うわけであります。

この議論については一応このことだけ発言をさせていただいて、次の集団的自衛権の問題に移りたいと思っております。

先ほど米軍基地に隣接しておる大竹ではあるけれども、国会のほうのいろんな審議、法案等の流れをこれからも見ていきたいというお話がありました。確かに集団的自衛権が閣議決定されたからといってこれで全てが終わりではなく、問題はこれからであります。国会において関連法案が整備されるということの中で、順次進んでいくんだろうと思うんでありますが、最近、安全保障は国の専管事項だと。一地方自治体でいろいろ意見を言うのは

間違つとる、こういうお話もよく伺います。

そこで私は少し私見をこの場で述べてみたいんでありますが、安全保障は国の専管事項という問題であります、私は違ふと申し上げたいんであります。日本国民の平和への取り組みというのは、基地反対という取り組みとともに現在まで全国各地で行われてまいりました。古くは九十九里浜の米軍射撃場反対闘争であります。昭和22年に在日米軍の高射砲演習場として指定されたことに対し、漁民と住民が反対運動を起こしました。このことは昭和30年に千葉県に全面返還をされました。

その後、東京立川市の砂川基地反対の闘争では、デモ隊の一部が境界柵を壊して基地内に入ったとして、7人が日米安全保障条約に基づく刑事特別法違反で起訴をされました。一審では米軍駐留は憲法違反であり、被告全員無罪の判決が示されました。いわゆる伊達判決であります。伊達判決は、日本政府がアメリカ軍の駐留を許可したのは指揮権のあるなし、出動義務のあるなしにかかわらず、日本国憲法第9条2項で禁止されている戦力の保持に当たり違憲であるというものであります。その後、跳躍上告した最高裁では原判決を破棄しました。このときの最高裁の判決が、憲法9条は日本が主権国として持つ固有の自衛権を否定しておらず、同条が禁止する戦力とは日本国が指揮・管理できる戦力であるから、外国の軍隊は戦力に当たらないなどとして地方裁判所に差し戻したものであります。

しかし地域住民の粘り強い反対の声に、昭和43年に滑走路の延長を断念し、横田基地へ移転、立川基地は全面返還をされました。これが今第2次安倍内閣で言われております、集団的自衛権の解釈改憲の根拠として持ち出されております砂川判決なるものであります。その後起こった大阪飛行場返還闘争は最終的には住民側が勝訴しました。

最近では沖縄の辺野古埋め立てによる基地建設問題であります。沖縄の施政権が日本に返還されてから40年が経過した現在の沖縄県民と、日米両政府の意見は大きく対立しています。現在、強制的に基地建設の調査が進められています。沖縄県民は粘り強く建設反対の運動を続けています。この秋には県知事選挙が行われるわけですが、この選挙結果によっては今後の進行に紆余曲折も予想されます。折しも26日の琉球新報は、沖縄県民の世論調査を発表しました。日米両政府が強行する基地建設を中止すべきとの回答は80.2%に達したと、沖縄県民の自己決定権に県民が気づいてきたと翁長雄志那覇市長が記者会見で述べたとされています。

ここで大事なのは、沖縄県民の自己決定権に県民が気づいてきたということであり、辺野古基地建設の件はまさに基地負担を受ける沖縄県民が反対し、日米両政府の建設に反対する、もくろみを阻止しようとしているもので、これらのことから防衛は国の専管事項であっても、国民や地域住民の声を無視しては防衛政策は成就しないことは明らかであります。このようにるの申し上げましたが、地域住民の基地反対の戦いや取り組みが国の防衛政策を変更してきたということは明らかだと思ふわけであり、

ぜひ、この事例から私たちは学んでいきたい。一自治体ではあっても、その自治体住民が拒否すれば国の防衛政策も変えられるということ、日本の基地反対闘争は物語ってきたというふうに私は感じておるわけであり、

以上、長々と申し上げましたが、大竹市は基地に隣接して大変危険な状況にあります。

米軍基地が攻撃されるというようなことは到底あり得ない、私もそう思うんでありますが、圧倒的な武力を誇る米軍基地が攻撃されるということは、以前入山市長もおっしゃいました。その米軍を攻撃した国が一瞬のうちになくなる。それぐらいの圧倒的軍事力を持つ米軍でありますから、今さら抑止力云々はおおよそ議論に値しないと思うわけであります。米軍基地問題、集団的自衛権についてなかなか御答弁をいただけませんでしたので、私の私見を述べて一般質問を終わります。

○副議長（上野克己） 以上で、一般質問を終結します。

議事の都合上、暫時休憩をいたします。

なお、再開は15時10分を予定いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

14時55分 休憩

15時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第7 〔一括上程〕

認 第 2号 平成25年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

認 第 3号 平成25年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について

議案第54号 平成25年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第57号 平成26年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第58号 平成26年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（寺岡公章） 日程第3、認第2号平成25年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから、日程第7、議案第58号平成26年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）に至る5件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 稲田正文 登壇〕

○上下水道局長（稲田正文） それでは、認第2号、認第3号、議案第54号、議案第57号及び議案第58号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、認第2号平成25年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

工業用水道事業につきましては、旧第2期工業用水道事業の企業債償還利息や減価償却費が財政を大きく圧迫しておりましたが、平成20年度の追加受水契約の締結により財政面の改善が進んだことや、経費の節減等による経営の健全化に引き続き努めた結果、今年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は987万2,773立方メートルで、前年度から117万870立方メートル減少いたしております。

次に、財政状況でございますが、収益的収支は、収入総額4億7,273万4,284円、支出総額4億7,027万831円で、差し引き246万3,453円の純利益となっております。

前年度繰越欠損金を加算しますと、平成25年度末の未処理欠損金が4億8,224万2,279円となり、同額を翌年度繰越欠損金とするものでございます。

次に、資本的収支でございますが、収入総額1億9,251万6,000円、支出総額4億3,506万5,967円で、差し引き2億4,254万9,967円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2万3,350円、過年度分損益勘定留保資金2億4,252万6,617円で補填いたしております。

続きまして、認第3号平成25年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、処理区域内人口の減少や節水機器の普及等による使用水量の減少で、使用料収入が年々減少しております。

こうした中、下水処理場等の包括的民間委託による経費の節減など、経営の健全化に努めた結果、今年度も利益を計上することができております。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は777万6,099立方メートルであり、うち汚水分年間有収水量は301万505立方メートルで、前年度から6万9,634立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業でございますが、総額で2億5,170万7,043円を支出いたしております。

主な事業としましては、大竹下水処理場次亜塩素注入設備（電気設備）改築更新工事が5,321万7,150円、同じく大竹下水処理場次亜塩素注入設備（機械設備）改築更新工事が3,139万5,000円でございます。

次に、財政状況でございますが、収益的収支は、収入総額7億2,167万7,904円、支出総額7億1,453万6,275円で、差し引き714万1,629円の純利益となっております。

これに、前年度繰越利益剰余金を加算いたしますと、平成25年度末の当年度未処分利益剰余金は1億2,647万4,572円となり、全額を翌年度への繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、資本的収支でございますが、収入総額3億2,667万3,158円、支出総額6億1,430万1,253円で、差し引き2億8,762万8,095円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額451万9,047円、過年度分損益勘定留保資金1億9,358万3,425円、並びに当年度分損益勘定留保資金8,952万5,623円で補填いたしております。

続きまして、議案第54号平成25年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして、御説明申し上げます。

地方公営企業法の改正により、平成23年度決算から剰余金の処分については、議会の議決を経て処分を行うこととなっております。同法第32条第2項の規定により、剰余金処分計算書（案）にありますとおり、未処分利益剰余金から建設改良積立金に1,000万円を積

み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

水道事業につきましては、給水人口の減少や節水意識の定着、さらに節水機器の普及等が進んでいることで、料金収入の減少に歯どめがかからないものとなっております。

こうした中、安全で良質な水の安定供給を図りながら、経費の節減等による経営の健全化に努めた結果、今年度も利益を計上することができております。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は、337万1,867立方メートルで、前年度から5万2,007立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業でございますが、総額で1億687万7,959円を支出いたしております。

主な事業といたしましては、小方2丁目地内配水管改良工事が1,391万1,450円、南栄2丁目地内配水管改良工事（2工区）の平成24年度繰越分が913万400円などがございます。

次に、財政状況でございますが、収益的収支は、収入総額4億9,902万3円、支出総額4億8,830万404円で、差し引き1,071万9,599円の純利益となりました。これに前年度繰越利益剰余金を加算しますと、平成25年度末の当年度未処分利益剰余金は3,326万8,630円となっております。

次に、資本的収支でございますが、収入総額3,780万7,936円、支出総額1億4,356万8,813円で、差し引き1億576万877円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額410万7,950円、過年度分損益勘定留保資金6,365万2,927円、建設改良積立金3,800万円で補填いたしております。

続きまして、議案第57号平成26年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的支出予算の上水道事業費用に702万円を増額し、総額を6億2,829万8,000円とするものでございます。

内容といたしましては、漏水に係る送配水設備修繕等に702万円を増額するものでございます。

続きまして、議案第58号平成26年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的支出予算の工業用水道事業費用に3,244万円を増額し、総額を6億876万円とするものでございます。

内容といたしましては、本年8月6日未明の豪雨により防鹿水源内にある工業用水道施設に被害が生じたので、その復旧等に要する経費としてポンプ室内の機器の修繕等に3,294万円を増額するものでございます。

また、借入利率見直しに伴う企業債の元利償還金につきまして、収益的支出の企業債償還利息から50万円を減額し、資本的支出の企業債償還元金を31万1,000円増額するものでございます。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額も31万1,000円増額となるため、不足額の総額を2億5,413万1,000円に改め、その補填財源である当年度分損益勘定

留保資金も31万1,000円増額し、総額を2億5,339万円に改めるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、認第2号、認第3号、議案第54号、議案第57号及び議案第58号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 黒田孝士 登壇〕

○監査委員（黒田孝士） 監査委員の黒田でございます。

それでは、監査委員を代表いたしまして、平成25年度大竹市水道事業会計及び工業用水道事業会計並びに公共下水道事業会計の決算審査の結果について、御報告申し上げます。

決算審査は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、市長から審査に付されたものでございます。審査は、平成26年7月1日から8月7日までの期間で行いました。

市長から提出されました決算書類が、水道事業及び工業用水道事業並びに公共下水道事業の経営成績及び財政状態を正確に表示しているかどうかを検証するために、会計諸帳簿の点検と証票類の照合など、通常実施すべき審査手続により、実施いたしました。

次いで、3事業の経営内容を把握するために、計数の分析を行い、3事業の常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかを主眼といたしまして、慎重に審査を行いました。

その結果、決算諸表の計数は正確であり、当年度の経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認めました。

それでは、審査結果の詳細につきましては、お手元にごございます決算審査意見書により御説明いたします。

当年度の水道事業会計は12年連続、工業用水道事業会計は5年連続、また公共下水道事業会計は7年連続して3事業とも黒字決算となっております。

まず、水道事業会計の経営内容を分析してみますと、意見書6ページにありますが、給水原価は1立方メートル当たり144円72銭、これに対する供給単価、いわゆる販売単価は129円99銭となり、前年度と比較すると販売損は1円19銭増加して14円73銭となっております。

意見書34、35ページにありますが、次に決算内容を見てみますと、営業収支は455万9,000円の利益で、営業外収支を加えた経常収支では1,102万8,000円の利益となっております。

これに特別損益を加えますと、当年度は1,072万円の純利益となり、昨年度の純利益と比較しますと、954万2,000円増加しております。

この主な要因ですが、収益面において分岐負担金の増等、営業収益を中心に537万2,000円増加し、費用面では資産減耗費の減等、営業費用を中心に416万9,000円減少したことによるものでございます。

利益剰余金につきましては、純利益を加えた当年度未処分利益剰余金3,326万8,000円、うち1,000万円を建設改良積立金に積み立て、残り2,326万8,000円を翌年度に繰り越すこ

とになっております。

次に、工業用水道事業会計です。

意見書15ページにありますが、経営内容を分析しますと、給水原価は1立方メートル当たり47円63銭で、供給単価いわゆる販売単価は47円69銭でございまして、販売益は、差し引き6銭に減少しております。

決算内容について見ますと、意見書34、35ページにありますが、営業収支1億2,658万8,000円の利益に対しまして、営業外収支は企業債の支払利息等で1億2,412万5,000円の損失となっており、全体としては246万3,000円の純利益となりました。昨年度の純利益と比較しますと6,880万1,000円の減少となっております。

この主な要因は、製紙会社の一部契約が平成25年3月で期間満了となり、6,833万円減少したことによるものでございます。

当年度純利益246万3,000円は、前年度繰越欠損金4億8,470万6,000円へ補填され、当年度未処理欠損金は4億8,224万2,000円に減少し、翌年度に繰り越されることになっております。

続きまして、公共下水道事業会計でございますが、意見書23ページにありますが、経営内容を分析しますと、処理単価いわゆる使用料単価は92円56銭、処理原価は1立方メートル当たり91円82銭でございまして、差し引き74銭の処理益となっております。

決算内容について見ますと、営業収支は5,520万4,000円の利益となっておりますが、営業外収支は企業債の支払利息等ですが、4,749万円の損失となっており、特別損益を加えますと、全体としましては714万1,000円の純利益となっております。

利益剰余金につきましては、純利益を加えた当年度未処分利益剰余金1億2,647万4,000円を翌年度に繰り越すことになっております。

次に、建設投資でございますが、意見書10ページ、水道事業では、総額1億687万8,000円で、前年度と比較しますと763万1,000円減少しております。このうち建設工事及び改良工事は3,799万4,000円で、主なものは小方2丁目地内配水管改良工事1,391万1,000円、南栄2丁目地内配水管改良工事913万円等でございます。

工業用水道事業では、建設投資に関する工事等は皆増の49万円で、施設の改良工事でございます。

意見書27ページ、公共下水道事業におきましては、総額2億5,170万7,000円で、前年度に比較しますと4,198万円増加しております。このうち建設工事及び改良工事は2億2,632万2,000円で、主なものは小島汚水中継ポンプ場受電設備改築更新工事7,585万5,000円、大竹下水処理場次亜塩素注入設備（電気設備）改築更新工事5,321万7,000円等でございます。

以上が水道事業会計及び工業用水道事業会計並びに公共下水道事業会計の審査の概要でございます。

最初に述べましたように、平成25年度の決算につきましては、水道事業会計及び工業用水道事業会計並びに公共下水道事業会計の全てで黒字決算となっております。

しかしながら、工業用水道事業は製紙会社の一部契約満了による営業収益減少で純利益

が激減しており、水道事業においては純利益が前年度に比べ増加しているものの、これは小方ヶ丘地区等の住宅新設に伴う分岐負担金の増加による一時的なもので、実質的には、3事業とも厳しい収支状況にあると言わざるを得ません。

このうち水道事業及び公共下水道事業につきましては、追加資料の8ページにありますが、人口の高齢化や節水機器の普及・定着等で1人当たりの有収水量の減少が続いており、加えて給水人口の減少と相まって、営業収益の大半を占める家事用の収益減少は今後も続くものと思われまます。

一方営業費用面では、種々の合理化努力が続けられていますが、追加資料10ページのとおり、水道3事業の連結収支での営業費用は若干増加傾向にあります。ただ、追加資料7ページにありますが、営業外費用の支払利息においては、企業債借りかえによる金利の低下や償還促進により年々減少しており、黒字確保に少なからず寄与しております。

追加資料3ページ、4ページにありますが、工業用水道事業では、一部会社の有収水量が24年度、25年度と大きく減少をしており、このため販売単価は大幅に上昇をしていますが、これに対して給水原価は営業費用が減少していないために大幅なコストアップにつながっており、営業的支援がとりにくい状況にあります。

水道3事業は固定費の占める割合が大きく、有収水量の減少に見合った費用の減少につながりにくいことがございます。

したがって、これからもさらに合理化努力を続けていくことで、いかに費用を減らしていくかがポイントになってくるものと思われまます。

平成26年度から公営企業会計制度の変更に伴い、資本剰余金の一部を長期前受金に変更し、これまでみなし償却を行っていた部分を長期前受金戻入として収益に計上することや、これまでになかった退職給付引当金の費用計上等があり、一部赤字の決算とならざるを得ないような事業もあります。

水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業いずれも今後の経営環境は厳しさが続くことを十分認識され、より一層、市民の福祉増進に取り組んでいただきますよう期待いたしまして、まことに簡単でございますが、審査結果に当たりましての御報告といたします。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第10〔一括上程〕

議案第43号 公平委員会委員の選任の同意について

議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

議案第45号 市長の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（寺岡公章） 日程第8、議案第43号公平委員会委員の選任の同意についてから、日

程第10、議案第45号市長の給与の特例に関する条例の制定についてに至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第43号から議案第45号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第43号公平委員会委員の選任の同意について、御説明申し上げます。

御承知のように公平委員会は、地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

この委員のうち、望戸洋志氏が10月29日をもって任期満了となります。

望戸氏は、平成22年10月30日から公平委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上で、議案第43号の御説明を終わります。

続きまして、議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、御説明申し上げます。

御承知のように固定資産評価審査委員会は、地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。

この委員のうち、山本和彦氏が9月14日をもって任期満了となります。

山本氏は、平成17年9月15日から固定資産評価審査委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上で、議案第44号の御説明を終わります。

続きまして、議案第45号市長の給与の特例に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

本市の依然として厳しい財政状況を勘案し、より一層の行財政改革を推進するため、市長の給料月額について、5%の減額措置を行うものでございます。

なお、条例の効力は、平成30年6月29日限りとするものでございます。

以上で、議案第43号から議案第45号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御同意、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本3件のうち、議案第43号及び議案第44号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、本2件のうち、議案第43号公平委員会委員の選任の同意についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、これに同意することに決しました。

続いて、議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、これに同意することに決しました。

議案第45号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11～日程第15〔一括上程〕

議案第46号 大竹市保育の必要性の認定に関する条例の制定について

議案第47号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第48号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第50号 大竹市福祉事務所設置条例及び大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について

議案第51号 大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第11、議案第46号大竹市保育の必要性の認定に関する条例の制定についてから、日程第15、議案第51号大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正についてに至る5件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 正木丈治 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） 議案第46号から議案第48号、議案第50号及び議案第51号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第46号大竹市保育の必要性の認定に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度の施行が平成27年4月に予定されていることに伴い、小学校就学前の子供の保護者が、保育所等の利用を希望する場合、その申請を受けた市が、子ども・子育て支援法第20条による保育の必要性を認定した上で、施設給付等を支給する仕組みに変更されることになりました。この条例は、この保育の必要性の認定の基準を定めるために制定するものでございます。

条例の内容でございますが、第1条は趣旨について、第2条は用語の定義を、第3条は保育の必要性に係る認定基準を、第4条は委任規定について定めたものでございます。

次に、附則でございますが、第1項はこの条例の施行期日を、第2項は大竹市保育の実施条例の廃止を規定したものでございます。第3項は認定基準のうち、就労時間に係る要件に関する特例を規定したものでございます。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

続きまして、議案第47号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度の施行が平成27年4月に予定されているところでございますが、新制度では、新たに家庭的保育事業等を市町村による認可事業として児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育事業の給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みにしております。家庭的保育事業等は、原則として3歳未満児を対象としておりまして、さまざまな場所での多様な保育サービスの提供が可能であることから、都市部では待機児童の解消を図り、人口が減少している地域では子育て支援機能の維持・確保を目指すものでございます。なお、家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業でございます。

そのため、本条例は、児童福祉法第34条の16第1項に基づき、家庭的保育事業等を利用しようとする児童が心身ともに健やかに育成されることを保障するため、事業者が保育を提供するための設置及び運営に関する基準を定めることを目的として、制定するものでございます。

条例の内容でございますが、第1条から第21条までの第1章の総則につきましては、趣旨や定義、保育事業共通の事項を定めております。

第22条から第26条までの第2章では、家庭的保育事業の基準を定めております。家庭的保育事業は、家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かな保育を実施する事業でございますが、利用定員は最大5人までとなっております。

第27条から第36条までの第3章では、小規模保育事業の基準を定めております。小規模保育事業は、利用定員が6人から19人までで、比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施する事業でございます。職員等の基準により、A型、B型及びC型の3類型が設けられております。

第37条から第41条までの第4章では、居宅訪問型保育事業の基準を定めております。居宅訪問型保育事業は、乳幼児が住みなれた居宅において、きめ細かな保育を受ける事業でございます。乳幼児1人に対し家庭的保育者1人の配置となっております。

第42条から第48条までの第5章では、事業所内保育事業の基準を定めております。事業所内保育事業は、企業、病院などが、仕事と子育ての両立支援を目的に、従業員の子供を対象として保育を行うとともに、地域において保育を必要とする子供にも保育を実施する事業でございます。

また、第49条は、委任規定について定めたものでございます。

次に、附則についてでございますが、第1項においては施行期日を、第2項から第5項までは事業の経過措置を規定したものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

続きまして、議案第48号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度では、保育所、幼稚園等が、子ども・子育て支援法に基づく給付が受けられる対象施設や対象事業であることを、市町村が確認をすることになっております。このことは、施設や事業所の適正な運営を確保するとともに、これらの施設等を利用する子供たちに良質かつ適切な水準のサービスを提供するために行うものでございます。本条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項に基づき、保育所、幼稚園等特定教育・保育施設及び家庭的保育等の特定地域型保育事業の確認のための運営基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、第1条から第3条までの第1章の総則につきましては、趣旨、定義及び一般原則を定めております。

第4条から第36条までの第2章は、保育所や幼稚園などの特定教育・保育施設の運営の基準について定めたものでございます。第1節では、施設の利用定員の基準を定め、第2節では、提供する教育・保育の内容及び手続の説明義務、利用申し込みの応諾義務などの利用開始に伴う基準、保育所保育士指針などに沿った教育・保育の提供、利用者負担の徴収などの運営の基準、運営規定の策定、非常災害対策、衛生管理、苦情処理などの管理に関する基準などを定めております。また、第3節では、特別利用保育などの定員外利用の取り扱いの基準などを定めております。

次に、第37条から第52条までの第3章では、家庭的保育事業などの地域型保育事業の運営の基準を定めたものでございます。第1節では、地域型保育事業の利用定員の基準を定

め、第2節では、特定教育・保育施設と同様に、地域型保育事業の管理運営に関する基準を定めております。また、第3節では、特別利用地域型保育などの定員外利用の取り扱いの基準などを定めております。

第4章の第53条では、委任規定について定めたものでございます。

また、附則でございますが、第1条は、この条例の施行期日を定めたものでございます。第2条につきましては、民間保育所の委託費の特例を定め、第3条から第5条は、経過措置を規定したものでございます。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

続きまして、議案第50号大竹市福祉事務所設置条例及び大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本件は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年4月23日に公布されたことに伴い、10月1日に「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正され、施行されるものとなりました。

この改正により、所定の改正をしようとするものでございます。

まず、第1条の大竹市福祉事務所設置条例の一部改正につきましては、福祉事務所で実施しております援護、育成または更生の措置に関する事務につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法が施行されることに伴い、引用しております法律名の変更を行うものでございます。

次に、第2条の大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正については、受給資格者に関しまして、母子及び父子並びに寡婦福祉法が施行されることに伴い、引用しております法律名の変更及び父子家庭の父を定義するものでございます。

最後に、附則でございますが、条例の施行日を定めたものでございます。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

続きまして、議案第51号大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本件は、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱が平成26年10月1日に改正されることに伴い、所要の改正及び字句の修正をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、平成26年10月1日付で広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱第2条第2項別表1のうち、所得審査に係る期日が「5月31日」から「6月1日」に改正されるため、これに伴いまして大竹市乳幼児等医療費支給条例第4条第1項の期日も同様に改正するものでございます。

第6条及び第7条につきましては、字句の修正を行うものでございます。

以上で、議案第46号から議案第48号、議案第50号及び議案第51号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第49号 大竹市税条例等の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第16、議案第49号大竹市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 青森 浩 登壇〕

○市民生活部長（青森 浩） 議案第49号大竹市税条例等の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及びこれらに関連する改正法律が、平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、所要の整備を行うため、大竹市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、5点ございます。

まず1点目ですが、法人市民税に関する改正でございます。

これまで、外国法人に対する課税原則は、全ての国内所得を申告課税する総合主義でしたが、外国法人が日本に支店や工場など恒久的施設を有する場合に、当該支店等に帰される全ての所得について施設を有する国の課税とする方式である帰属主義に改正されました。これに伴い、外国税額控除制度の新設等がされたことから、法人市民税の規定を整備するものでございます。

平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に2点目ですが、同じく法人市民税に関する改正でございます。

地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が地方法人税として国税化され、地方交付税の原資とされることに伴い、法人市民税について、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から法人税割の税率を現行の14.7%から12.1%に引き下げるものでございます。

次に3点目ですが、固定資産税に関する改正でございます。

社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産及び学校法人、社会福祉法人等が認定こども園の用に供する固定資産について、非課税の適用に係る申告手続を定めるものでございます。

子ども・子育て支援法の施行の日から施行するもので、平成27年4月1日の施行予定でございます。

次に4点目ですが、軽自動車税に関する改正でございます。

国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の税率を引き上げるものでございます。2輪車については、最低額を2,000円とし引き上げ幅を1.5倍に、軽自動車については、乗用自家用車の現行7,200円を1.5倍の1万800円に、その他の軽自動車を

約1.25倍から1.5倍に、小型特殊自動車を約1.25倍から1.5倍にするものでございます。

ただし、3輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから改正後の税額を適用するもので、平成26年度までに最初の新規検査を受けたものは現行の税額に据え置き、平成27年4月1日から施行するものでございます。

5点目として、同じく軽自動車税に関する改正でございます。

初めての車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した3輪以上の軽自動車に対する重課の規定を創設するものでございます。

3輪については、引き上げ幅を1.5倍に、4輪以上については、乗用自家用車については現行7,200円を1.8倍の1万2,900円に、その他の4輪を約1.5倍とし、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上が改正の主なもので、その他引用条項の整備等の必要なものにつきましても、規定の整備を行うものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日に関する規定は附則第1条に、市民税に関する経過措置を附則第2条に、軽自動車税に関する経過措置を附則第3条から第5条に規定しております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第49号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第52号 大竹市立学校設置条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第17、議案第52号大竹市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） 議案第52号大竹市立学校設置条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

この改正の内容でございますが、栗谷中学校を本年9月30日をもって閉校しようとするものでございます。

栗谷中学校は平成24年度から休校しており、栗谷地区の生徒は現在小方中学校に元気に通学しております。栗谷中学校の閉校につきましては、これまで、栗谷地区の生徒の保護者、栗谷小学校PTAの方々、地域の代表の方と話し合いを重ねてまいりましたが、このたび同意を得ることができましたので、栗谷中学校を閉校しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第52号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第18 議案第53号 財産の取得について（消防ポンプ付救助工作車）

○議長（寺岡公章） 日程第18、議案第53号財産の取得について（消防ポンプ付救助工作車）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 大和伸明 登壇〕

○建設部長（大和伸明） 議案第53号財産の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成3年度に整備した救助工作車を、米軍再編交付金により更新整備する契約議案でございます。

初めに、財産の表示に記載しております消防ポンプ付救助工作車についてですが、これは人命救助のためのさまざまな装置・器具を積載した救助工作車に消防ポンプを搭載するもので、救助活動と消火活動の両方に対応可能な車両でございます。全国的に導入する消防本部がふえており、県内では平成24年度に福山市が採用しております。

主な装備といたしましては、最大引っ張り能力5トンのウインチ、最大つり上げ能力2.9トンのクレーン、照明装置、毎分2,800リットル以上の放水能力を有するエーワン（A-1）ポンプでございます。

消防ポンプ付救助工作車導入による利点といたしましては、個別に火災と救助活動を行えることはもちろんのこと、夜間の火災で放水しながら照明作業を行うなどという複合的な活用方法も行えることから、より少ない人数で災害対応を行うことが可能となります。

また、外出等で消防署に待機していない場合でも、火災と救助の両方に、その場から出動でき、必要な車両を消防署までとりに帰る必要がなくなるため、現場到着までの時間を大幅に短縮することができます。

次に、本議案を提出するに至った経緯でございますが、7月23日に条件つき一般競争入札に付する旨の公告を行い、7月23日から7月31日まで、入札参加希望者の受け付けを行いました。その後、8月4日の指名業者審査会の議を経まして、入札参加業者を決定し、8月20日に入札を執行いたしました。

入札参加者数は1社のみでした。その結果、8月21日付で、入札参加者であります株式会社三葉ポンプS F大竹と納入価格8,802万円で仮契約を締結いたしました。

予定価格が2,000万円以上であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当いたしますので、本議会での議決をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第53号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19～日程第20 〔一括上程〕

議案第55号 平成26年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

議案第56号 平成26年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺岡公章） 日程第19、議案第55号平成26年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

及び日程第20、議案第56号平成26年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 大原 豊 登壇〕

○副市長（大原 豊） 議案第55号平成26年度大竹市一般会計補正予算（第2号）及び議案第56号平成26年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）の補正予算につきまして、その概要を御説明申し上げ、御承認を得たいと思います。

まず、議案第55号平成26年度大竹市一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの予算の補正は、歳入歳出にそれぞれ2億3,399万6,000円を増額し、予算総額を138億846万6,000円にするものでございます。

それでは、このたび御審議いただきます一般会計補正予算（第2号）の内容を順に説明をさせていただきますが、説明の都合により93ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費につきましては、1,330万8,000円増額するものでございます。

内容といたしましては、庁舎小規模工事費を220万円、番号制度システム構築に係る負担金98万1,000円を計上するものでございます。また、法人市民税の還付発生により市税過誤納還付金1,012万7,000円を増額するものでございます。

第3款民生費につきましては、313万2,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、総合福祉センターの空調機器改修工事費を162万円、市内公立保育所に設置する自動体外式除細動器購入費を151万2,000円計上するものでございます。

第4款衛生費につきましては、948万6,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、新たに定期予防接種に導入される児童に対する水痘及び高齢者に対する肺炎球菌の予防接種費用を計上するものでございます。

第5款労働費につきましては、広島県緊急雇用対策基金事業として、市内の中小企業対象の経営改善塾の技術向上コース実施に要する経費200万円を増額するものでございます。

第6款農林水産業費につきましては、農地法の改正により、農地台帳の公表が義務づけられたことに伴い、既存の台帳システムの改修が必要となったため、改修委託料216万円を計上するものでございます。

第8款土木費につきましては、2,750万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、急傾斜地崩壊対策事業費を2,000万円、市営住宅緊急修繕対応委託料750万円を計上するものでございます。

第9款消防費につきましては、416万3,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、救急搬送用船舶改修補助金78万9,000円、消防団員の装備品購入費として221万2,000円、消防訓練用の備品購入費116万2,000円を計上するものでございます。

第10款教育費につきましては、149万7,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、栗谷中学校閉校に伴う経費として74万1,000円、自然の家やさか及び海の家あたりに設置する自動体外式除細動器購入費として75万6,000円を計上するものでございます。

第11款災害復旧費につきましては、7月6日及び8月6日の大雨、台風11号に起因する災害復旧工事費等を1億7,075万円計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、91ページからの歳入予算につきまして、御説明いたします。

第13款国庫支出金につきましては、4,259万9,000円増額するものでございます。

内容といたしましては、番号制度システム構築に係る国庫補助金を98万1,000円、保育所及び社会教育施設への自動体外式除細動器整備事業並びに救急搬送用船舶改修補助事業に対する再編交付金を305万7,000円、災害復旧事業に対する国庫補助金を3,670万円、国の経済対策としてがんばる地域交付金を186万1,000円計上するものでございます。

第14款県支出金につきましては、416万円増額するものでございます。

内容といたしましては、緊急雇用対策基金事業補助金及び農地台帳システム整備事業補助金を歳出と同額計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、8,119万6,000円増額するものでございます。

内容といたしましては、住宅緊急修繕対応委託料に対する市営住宅基金繰入金を750万円、このたびの補正予算における財源調整として、財政調整基金繰入金を7,369万6,000円計上するものでございます。

第18款繰越金につきましては、前年度決算剰余に係る繰越金として699万4,000円計上しております。

第19款諸収入につきましては、334万7,000円増額するものでございます。

主な内容といたしましては、消防団装備品及び訓練用備品購入のための財源として、消

防団員安全装備品整備等助成金を221万2,000円、コミュニティ事業助成金を100万円計上するものでございます。

第20款市債につきましては、9,570万円増額するものでございます。

内容といたしましては、急傾斜地崩壊対策事業債を2,000万円、災害復旧に係る事業債を7,570万円計上するものでございます。

続きまして、88ページの第2表債務負担行為の補正は、ごみ固形燃料輸送に要する経費につきまして、平成27年度以降の業務に備え、事前に入札などを実施する必要がありますので、債務負担行為の設定をするものでございます。

第3表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について議決をいただくというものでございます。

以上が議案第55号平成26年度大竹市一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、101ページからの議案第56号平成26年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明を申し上げます。

このたびの予算の補正は、歳入歳出にそれぞれ2,110万9,000円を増額し、予算総額を26億8,597万5,000円にするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

第1款総務費では、介護保険法改正に伴うシステム改修委託料を600万円、歳入として国庫補助金を150万2,000円計上するものでございます。

第3款地域支援事業費では、認知症初期集中支援推進等事業費を993万5,000円計上し、歳入として国庫補助金を同額計上するものでございます。

第5款諸支出金では、前年度精算分として、国庫補助金等返還金を427万4,000円計上するものでございます。

また、介護給付費改善市町インセンティブ付与事業交付金を財源として、介護予防を目的とした運動教室等実施委託料を86万4,000円、出前健康教室等で使用する備品購入費や消耗品などを23万6,000円計上するものでございます。

以上、議案第55号及び議案第56号の補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件のうち、議案第55号は総務文教委員会に、議案第56号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21～日程第22 〔一括上程〕

平成26年請願第3号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について

平成26年請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

○議長（寺岡公章） 日程第21、平成26年請願第3号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について及び日程第22、平成26年請願第4号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてを一括議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成26年請願第3号及び平成26年請願第4号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月5日から9月17日までの13日間、休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、9月5日から9月17日までの13日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。この際、御通知申し上げます。

本日、本会議終了後、議長室におきまして各派代表者会議を、あす9月5日午前10時から、第一委員会室におきまして議員全員協議会を開催いたします。また、9月8日午前10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員協議会を、その終了後、議会改革調査会を、9月9日午前10時から生活環境委員会を、9月10日午前10時から岩国大竹道路対策特別委員会を、その終了後、まちづくり対策特別委員会を、9月11日午前10時から議会運営委員会を、その終了後、安心安全対策特別委員会をそれぞれ開会する旨、各委員長及び会長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

9月18日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

16時19分 散会

+

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月4日

大竹市議会議長 寺岡 公 章

大竹市議会副議長 上野 克 己

大竹市議会議員 藤 井 馨

大竹市議会議員 乃 美 晴 一

+

+

+